

大月市 高齢者福祉計画
第7期介護保険事業計画
(素案)

平成30年1月
大月市

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・期間	2
3 日常生活圏域の設定	2
4 介護保険制度改正のポイント	3
5 計画策定の方法	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況	5
1 統計データにみる高齢者を取り巻く現状と課題	5
2 アンケート調査結果にみる高齢者を取り巻く現状と課題	9
3 将来推計	18
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 計画の基本理念	22
2 計画の基本目標	22
3 施策の体系	24
第2編 各論	25
第1章 基本目標1 すこやかにいきいきと暮らせるまち	25
1 健康の保持・増進	25
2 雇用・就労対策の推進	30
3 社会参加・生きがいつくりの推進	31
第2章 基本目標2 安心して暮らせるまち	34
1 地域包括ケアシステムの推進	34
2 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進	36
3 高齢者生活支援サービスの充実	38
4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実	41
5 介護サービス（予防給付・介護給付）の充実	43
第3章 基本目標3 地域全体でささえあうまち	58
1 地域福祉活動の促進	58
2 安心・安全なまちづくりの推進	59
第4章 計画の推進に向けて	61
1 介護保険料の算定	61
2 計画の推進体制	62
第3編 資料編	63
1 大月市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会設置要綱	63
2 大月市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会委員名簿	64

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢者人口は、人口構成で大きなウェイトを占める「団塊の世代」が65歳以上となった平成27年に3,392万人となり、「団塊の世代」が75歳以上になる平成37（2025）年には3,657万人に達すると見込まれています。

高齢化率は、平成27年には26%を超え、総人口が減少する中で高齢者人口が増加することで今後も上昇を続け、平成47（2035）年には3人に1人、平成72（2060）年には2.5人に1人が高齢者という、世界のどの国も経験したことのない高齢社会を迎えると予想されており、各種高齢者施策の一体的な推進が強く要請されています。

本市においては、既に高齢化率が36%を超え、3人に1人が高齢者となっており、平成37（2025）年には40%が高齢者とも予測されています。

『大月市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画』の策定においては、地域包括ケアシステム構築のための方向性を踏まえ、団塊の世代が75歳を迎える平成37（2025）年に向け、本市の将来を見据えた中長期的な高齢者施策の展開を図ってきました。

『大月市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画』の策定においては、地域包括ケアシステムの深化を目指し、在宅医療・介護の連携や自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進による地域共生社会の実現等を図っていきます。

2 計画の位置づけ・期間

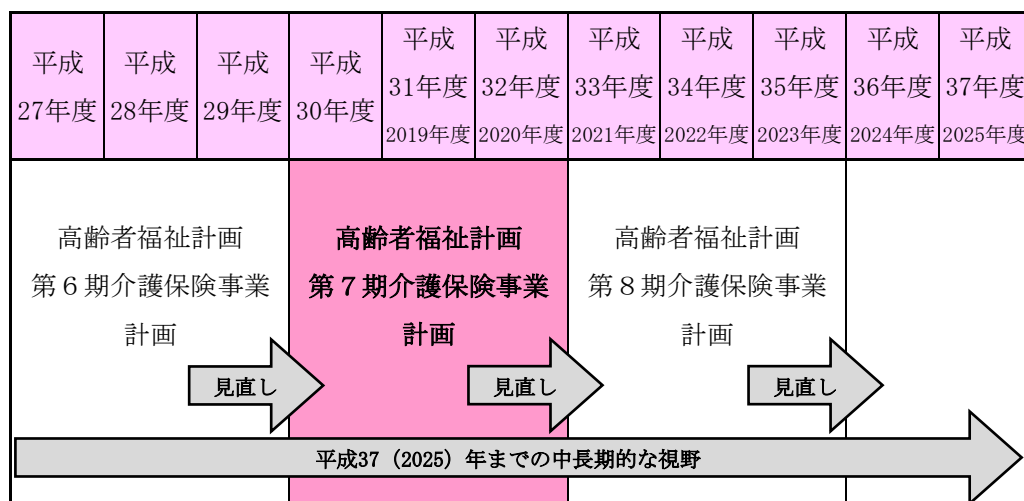
本計画は、市の高齢者福祉に関する総合的計画として、市の特性を踏まえるとともに、上位計画である「大月市第7次総合計画」と整合・調和した計画とします。

また、第5期障害福祉計画や第8次健康増進計画をはじめとする、医療または福祉の関連計画を踏まえたものとしします。

さらに、山梨県の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画である「健康長寿やまなしプラン」とも整合を図ります。

また、計画期間は、平成30年度から平成32（2020）年度までの3年間です。

本計画では、平成37（2025）年までの中長期的な視野に立った施策を盛り込むことが求められています。



3 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、当該地域の地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件を総合的に勘案して設定するもので、介護サービスを提供するための施設の整備計画等は、日常生活圏域ごとに定めることとされています。

本市においては、人口規模や介護サービス施設の状況及びその他の福祉施設等を勘案し、第6期と同じ、市内をひとつとする日常生活圏域を設定し、各種サービスの充実に努めていきます。

4 介護保険制度改正のポイント

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

・ 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

高齢者のサービス利用状況、介護予防への取り組みの結果などのこれまでの実績データ等を有効活用し、効果的な自立支援・重度化防止の取り組みを行う必要があります。

・ 医療・介護の連携の推進

医療と介護の現場の専門職同士の連携を進めることに加え、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能及び生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設（介護医療院）が創設されました。

・ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

“我が事・丸ごと”の地域共生社会の実現をめざす概念が示され、地域福祉を進めることとともに、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくする新たな共生型サービスが位置づけられました。

・ 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの核となる、地域包括支援センターの機能強化が求められています。市町村による評価が義務化され、評価結果を踏まえた適切な人員配置等を通じて、地域包括支援センターの質の向上を図ることが必要です。

・ 認知症施策の推進

新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）の基本的な考え方、普及・啓発等の関連施策の総合的な推進を、介護保険事業計画に位置づけることとされています。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

・ 高所得層の3割負担化

2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられます。平成30年8月より施行されます。

・ 介護納付金への総報酬割の導入

平成29年8月分から、各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）に総報酬割（総報酬に比例した負担）が適用されています。

5 計画策定の方法

(1) アンケート調査の実施

計画の見直しにあたり、一般高齢者及び在宅要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と在宅要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

- ◆ 調査対象：大月市在住の要介護認定を受けていない65歳以上を無作為抽出
大月市在住の要支援1、要支援2の認定を受けている全員
- ◆ 調査方法：郵送配布・郵送回収
- ◆ 調査期間：平成29年1月11日～平成29年2月13日
- ◆ 回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,029人	704人	704人	68.4%

在宅介護実態調査の概要

- ◆ 調査対象：大月市在住の要介護1～5の認定を受けている全員
- ◆ 調査方法：郵送配布・郵送回収
- ◆ 調査期間：平成29年1月11日～平成29年2月13日
- ◆ 回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
496人	303人	300人	60.5%

(2) 策定委員会による計画づくり

計画の見直しに際しては、市民である被保険者等の意見が反映されるよう、行政内部だけではなく、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表及び市民公募者の参画を得て、「大月市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、検討を行うとともに、庁内においては事業等に係る連携を図るため、関係各課の検討・調整等を行い、策定しています。

(3) パブリックコメントの実施

ある程度まとまった計画素案の段階で、幅広く市民より意見を募集し、計画への反映に努めるため、パブリックコメントを行います。

パブリックコメントの実施期間、方法

- ◆ 実施期間：平成30年1月19日～平成30年2月8日
- ◆ 意見の提出方法：指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール
- ◆ 提出された件数：●人（●件）

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況

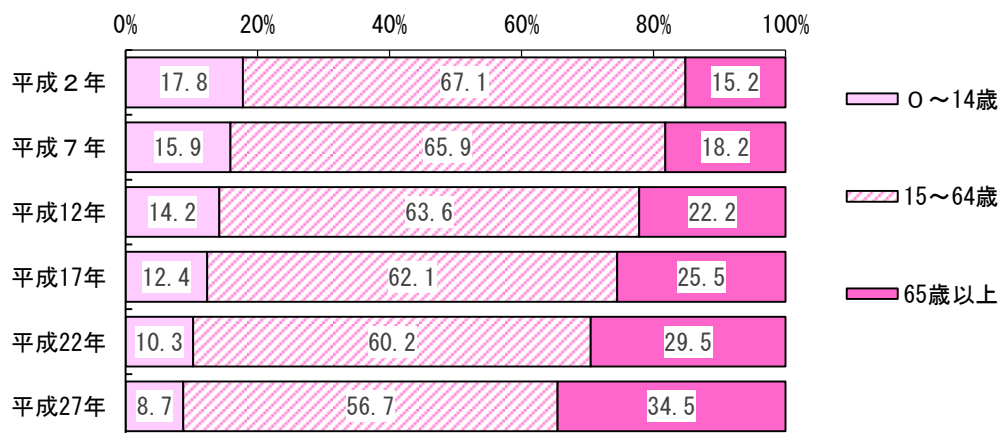
1 統計データにみる高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 人口構造

年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）が減少傾向にある一方、65歳以上（老年人口）が増加し続けています。平成27年では、0～14歳が1割を下回る中、65歳以上は34.5%まで達し、約3人に1人以上が65歳以上となり、本市でも高齢化が急速に進んでいます。

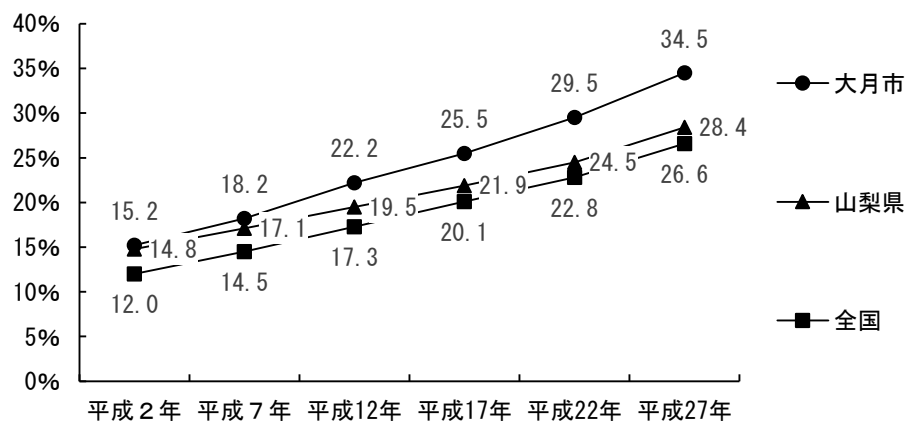
高齢化率の推移を全国や山梨県と比較してみると、全国、山梨県よりも高い水準で推移しています。本市は、全国や山梨県よりも伸び率が高く、グラフの傾斜が強くなっており、平成22年より平成27年のほうが差が広がっています。

年齢3区分別 人口割合の推移



資料：国勢調査
平成27年は住民基本台帳

高齢化率の推移



資料：国勢調査
大月市の平成27年は住民基本台帳

(2) 地区別高齢者の状況

地区別に高齢者人口状況をみると、65歳以上人口は大月地区で最も多く、2,223人で、高齢化率は38.6%です。高齢化率が最も高い地区は笹子地区で、42.7%にのびります。大月市全体からも5.8ポイント上回っています。一方、高齢化率が最も低い地区は猿橋地区で、29.0%です。

地区別 高齢者人口・高齢化率（平成29年10月1日）

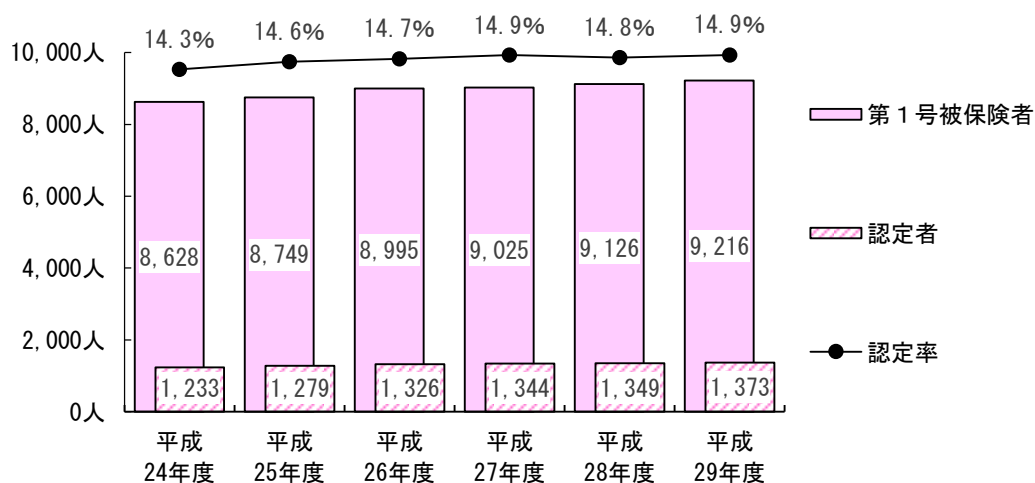
	人口（人）	65歳以上（人）	高齢化率（%）
大月市	25,037	9,245	36.9
笹子地区	1,008	430	42.7
初狩地区	1,827	762	41.7
大月地区	5,765	2,223	38.6
賑岡地区	3,263	1,182	36.2
七保地区	3,516	1,448	41.2
猿橋地区	5,235	1,516	29.0
富浜地区	3,466	1,283	37.0
梁川地区	957	401	41.9

資料：住民基本台帳

(3) 要介護認定者の状況

要介護認定者数・要介護認定率の推移をみると、第1号被保険者数、認定者数ともに微増傾向にあります。認定率はほぼ横ばいで推移しており、平成29年度には14.9%です。

要介護認定者数・要介護認定率の推移



資料：見える化システム・介護保険事業状況報告年報

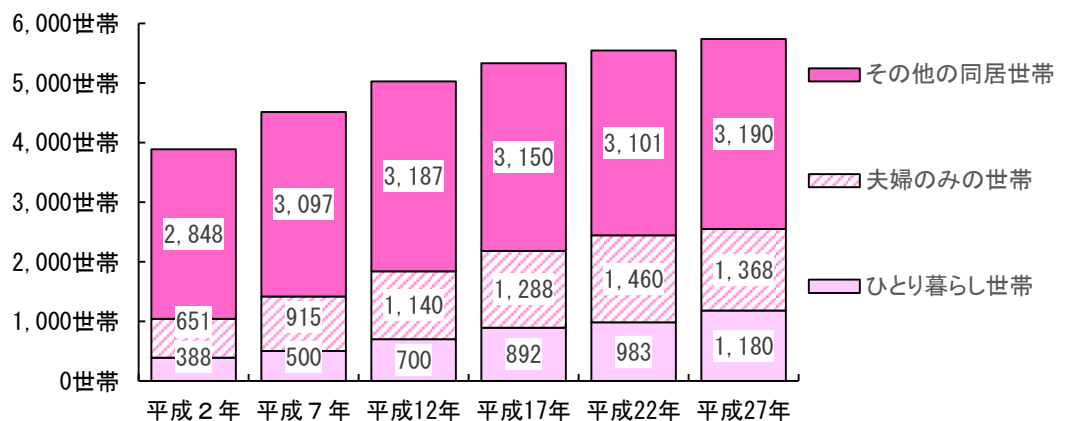
(4) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は、増加の一途をたどっています。このため、一般世帯全数に占める割合も上昇し続けており、平成17年に半数に達し、平成27年には58.6%を占めています。夫婦のみの世帯及びその他の同居世帯は増減を繰り返していますが、ひとり暮らし世帯は増加が続いている状態です。

家族形態別 高齢者のいる世帯数・割合の推移

上段：世帯 下段：%	一般世帯	65歳以上の 高齢者のいる 世帯			
		ひとり 暮らし 世帯	夫婦のみの 世帯	その他の 同居世帯	
平成2年	10,272	3,887	388	651	2,848
	100.0	37.8	3.8	6.3	27.7
平成7年	10,684	4,512	500	915	3,097
	100.0	42.2	4.7	8.6	29.0
平成12年	10,702	5,027	700	1,140	3,187
	100.0	47.0	6.5	10.7	29.8
平成17年	10,505	5,330	892	1,288	3,150
	100.0	50.7	8.5	12.3	30.0
平成22年	10,142	5,544	983	1,460	3,101
	100.0	54.7	9.7	14.4	30.6
平成27年	9,792	5,738	1,180	1,368	3,190
	100.0	58.6	12.1	14.0	32.6
山梨県 平成27年	330,375	152,362	37,359	35,544	79,459
	100.0	46.1	11.3	10.8	24.1

資料：国勢調査



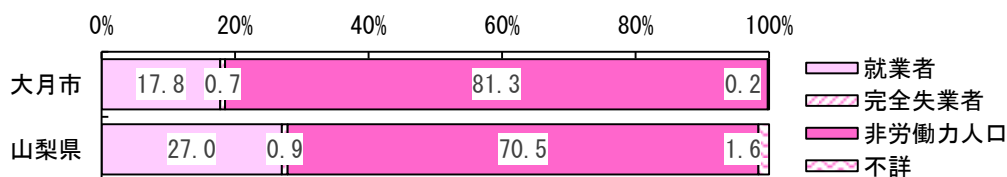
資料：国勢調査

(5) 高齢者の就業の状況

高齢者の就業人口をみると、本市では平成27年現在、17.8%となっており、山梨県の就業者率を9.2ポイント下回っています。

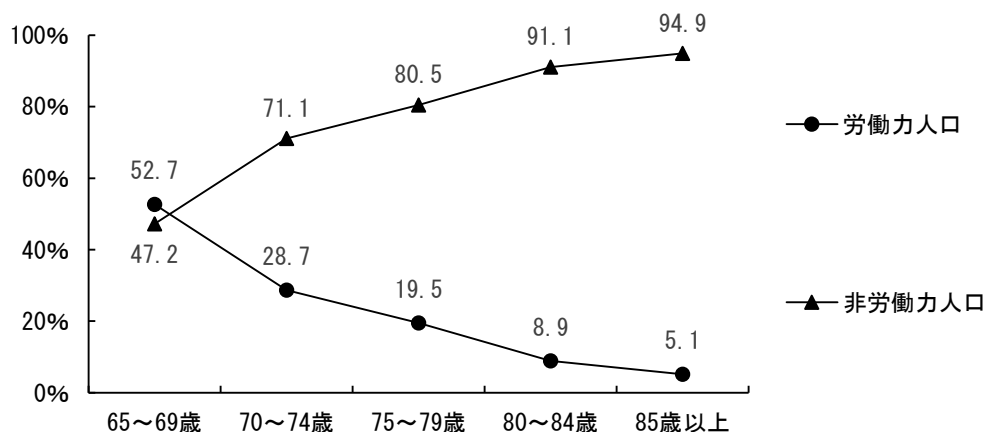
5歳階級別に、また、性別に就業状況をみると、男性は60代の後半で労働力人口が非労働力人口を上回っていますが、年齢が高いほど労働力人口の割合は低く、80代の前半で1割を下回っています。一方、女性の労働力人口はさらに低い水準で、60代の後半で3割を下回っています。

高齢者の就業に関する人口の割合（平成27年）



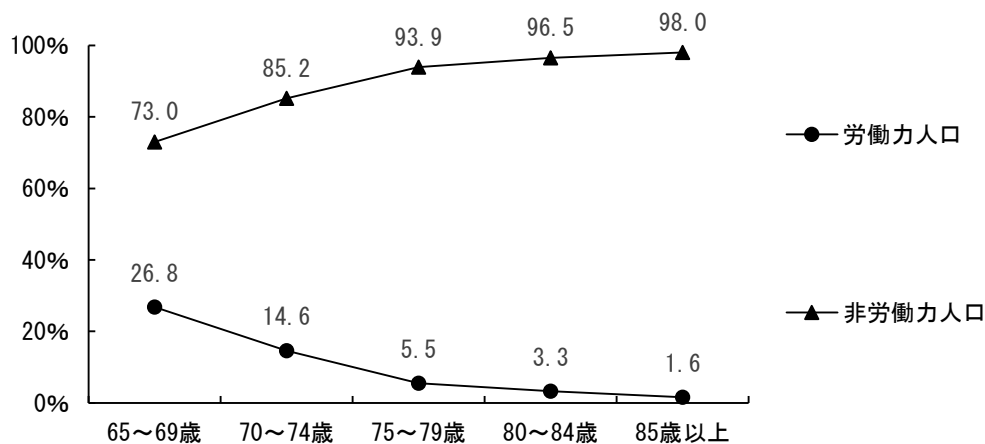
資料：国勢調査

年齢別 高齢者の労働力人口・非労働力人口の割合 男性（平成27年）



資料：国勢調査

年齢別 高齢者の労働力人口・非労働力人口の割合 女性（平成27年）



資料：国勢調査

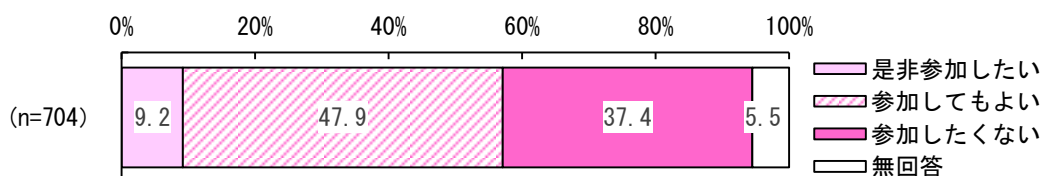
2 アンケート調査結果にみる高齢者を取り巻く現状と課題

本計画の策定にあたり、高齢者の生活実態や健康状態、保健福祉サービスや介護保険サービスの満足度等を把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。（調査概要については第1章5参照）

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

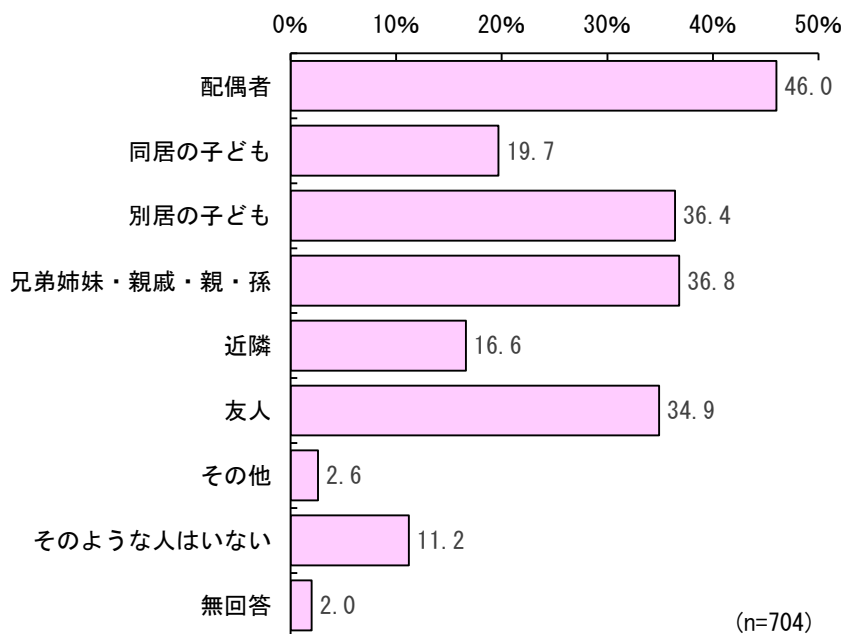
問 地域づくり活動に参加者として参加したいかどうか

「参加してもよい」が47.9%と最も多く、次いで「参加したくない」が37.4%、「是非参加したい」が9.2%の順となっています。



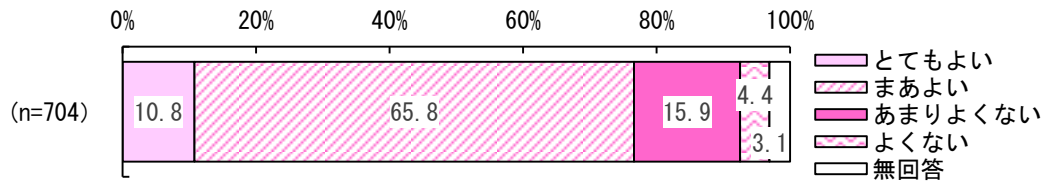
問 たすけあいについて、心配事や愚痴を聞いてくれる人

「配偶者」が46.0%と最も多く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が36.8%、「別居の子ども」が36.4%などとなっています。



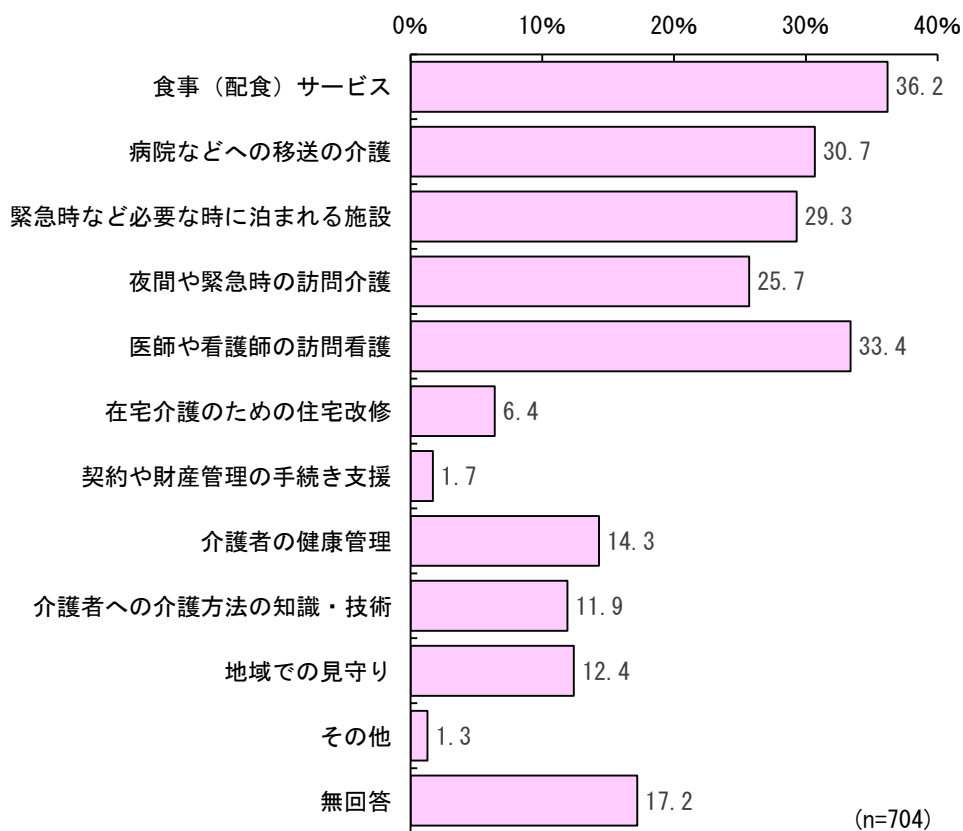
問 現在の健康状態

「まあよい」が65.8%と最も多く、次いで「あまりよくない」が15.9%、「とてもよい」が10.8%などとなっています。



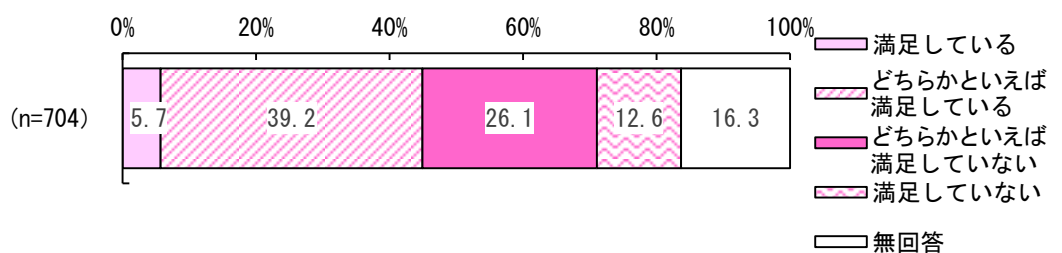
問 在宅介護を安心して行う上で必要だと思うこと

「食事（配食）サービス」が36.2%と最も多く、次いで「医師や看護師の訪問看護」が33.4%、「病院などへの移送の介護」が30.7%などとなっています。



問 介護保険制度全般に満足しているか

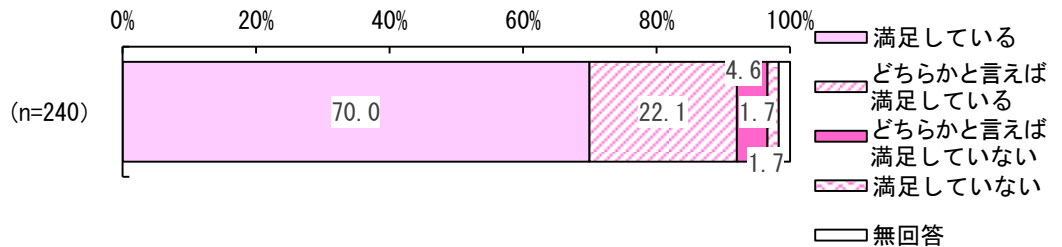
「どちらかといえば満足している」が39.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば満足していない」が26.1%、「満足している」が12.6%などとなっています。



(2) 在宅介護実態調査の結果

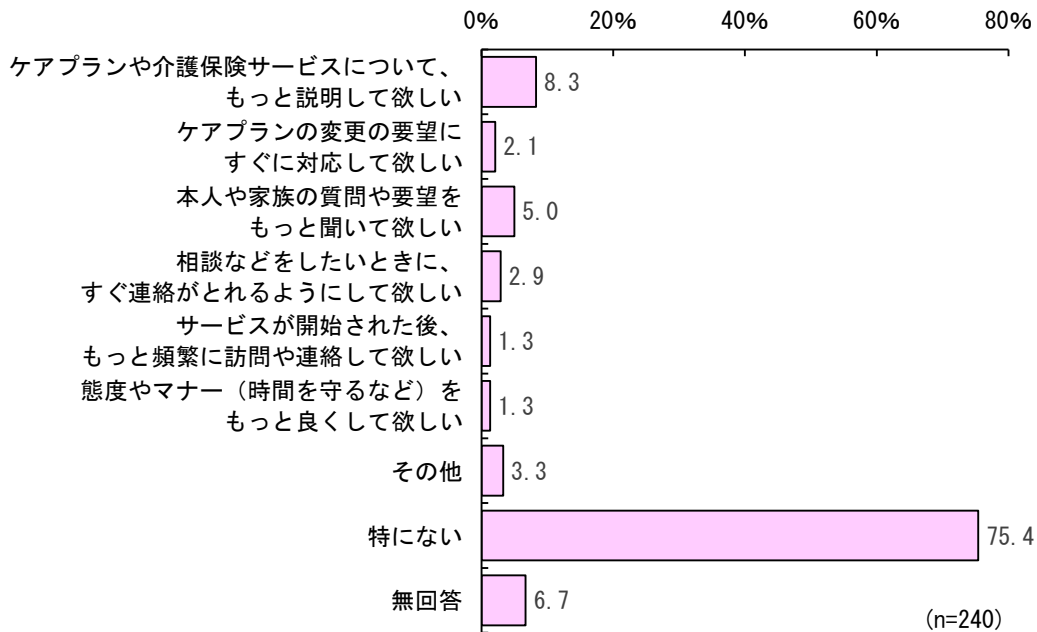
問 担当のケアマネジャーに満足しているか

「満足している」が70.0%と最も多く、次いで「どちらかと言えば満足している」が22.1%、「どちらかと言えば満足していない」が4.6%などとなっています。



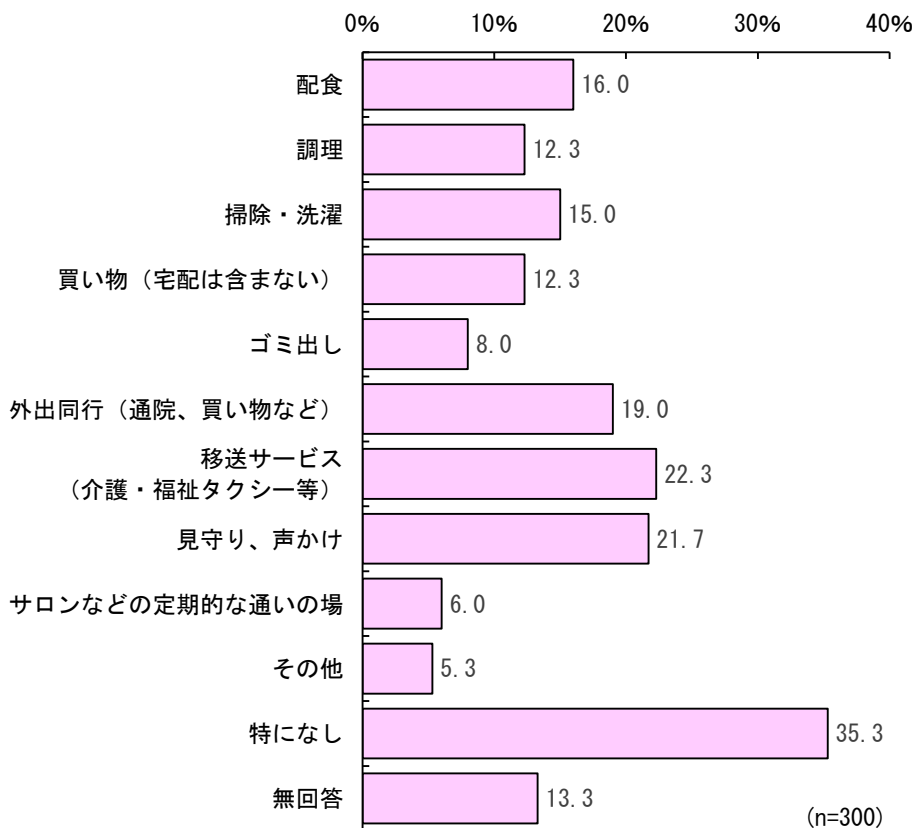
問 担当のケアマネジャーに対する要望

「特にない」が75.4%と最も多く、次いで「ケアプランや介護保険サービスについて、もっと説明して欲しい」が8.3%、「本人や家族の質問や要望をもっと聞いて欲しい」が5.0%などとなっています。



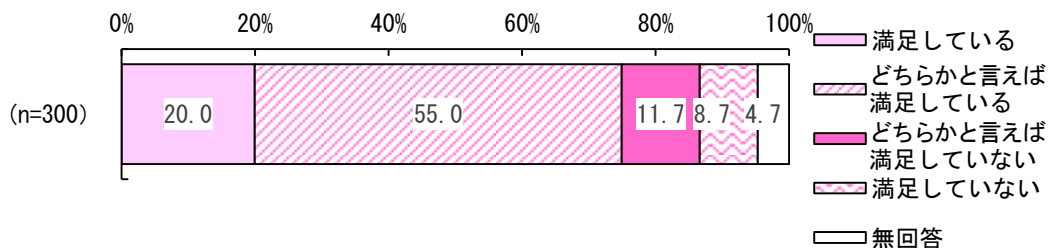
問 今後の在宅介護の継続に必要と思う支援・サービス

「特になし」が35.3%と最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が22.3%、「見守り、声かけ」が21.7%などとなっています。



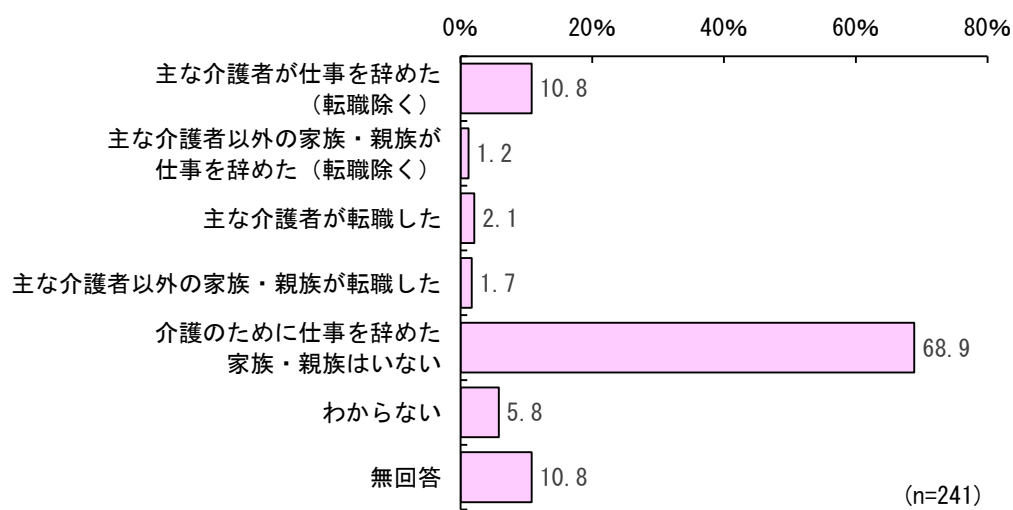
問 介護保険制度全般に満足しているか

「どちらかと言えば満足している」が55.0%と最も多く、次いで「満足している」が20.0%、「どちらかと言えば満足していない」が11.7%などとなっています。



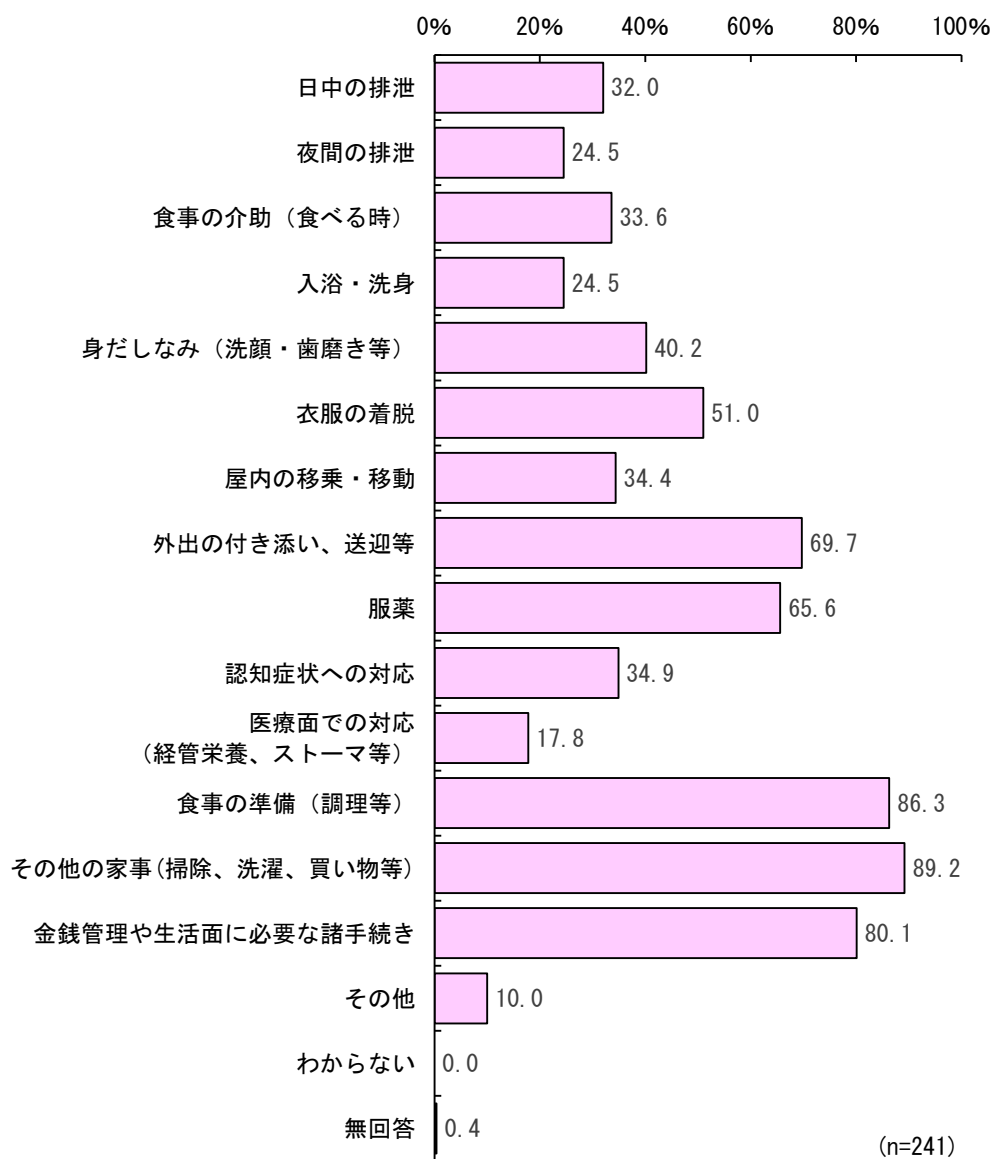
問 介護を理由に仕事を辞めた家族・親族

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が68.9%と最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が10.8%、「わからない」が5.8%などとなっています。



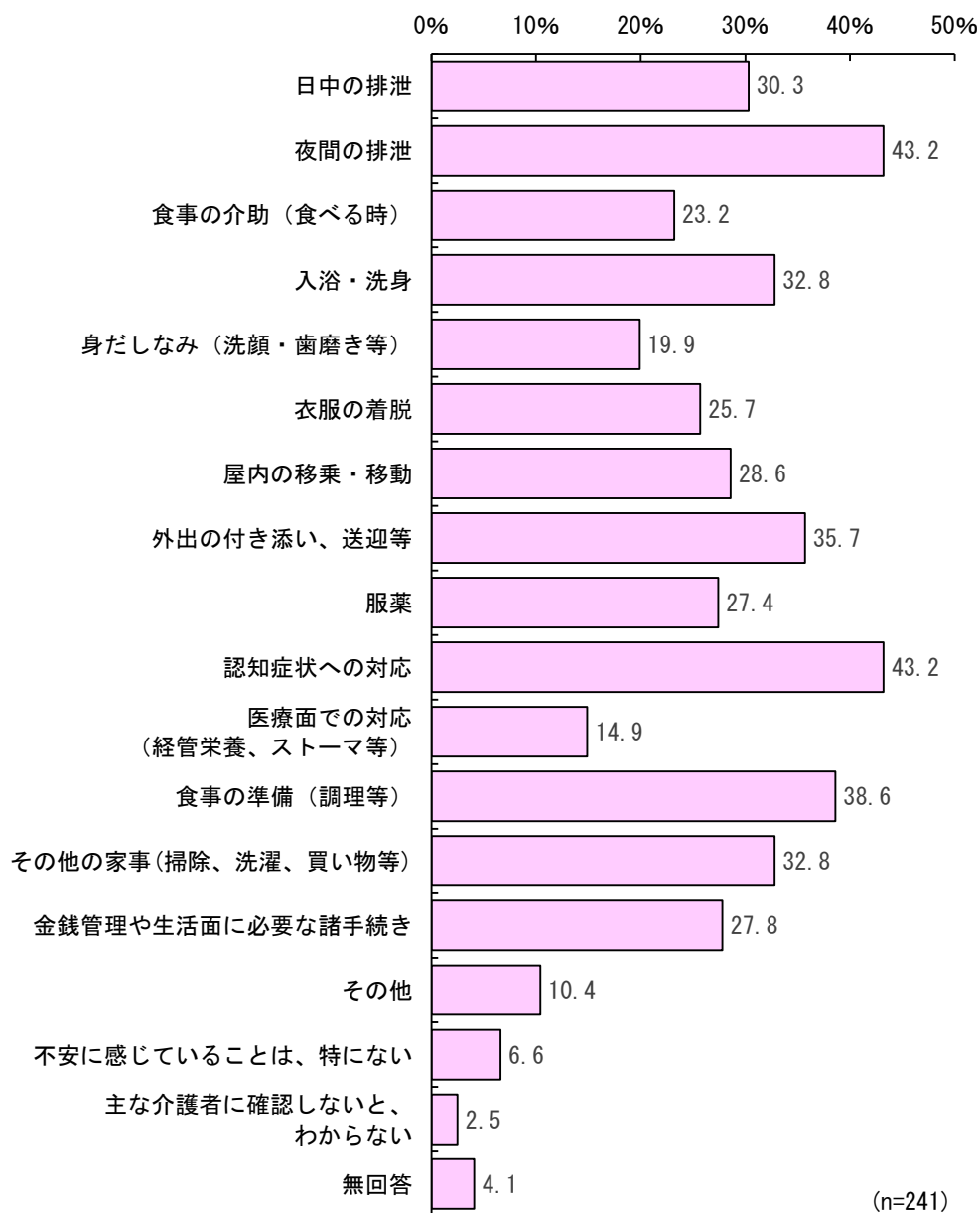
問 主な介護者が行っている介護

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が89.2%と最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」が86.3%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が80.1%などとなっています。



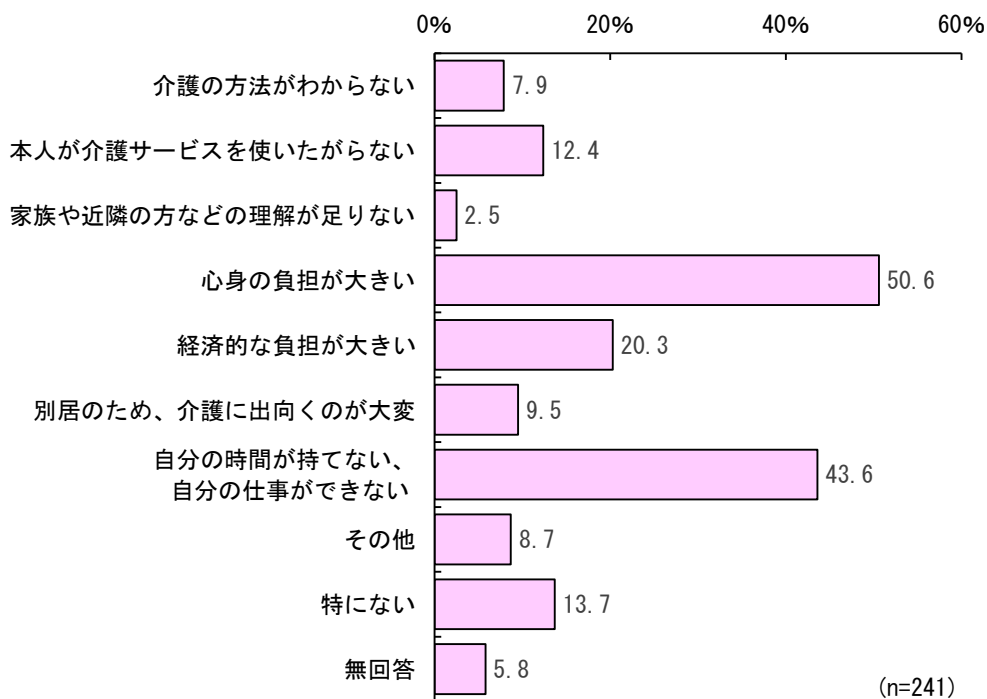
問 現在の生活を継続するにあたり、主な介護者が不安に感じる介護等

「夜間の排泄」「認知症状への対応」がともに43.2%と最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」が38.6%などとなっています。



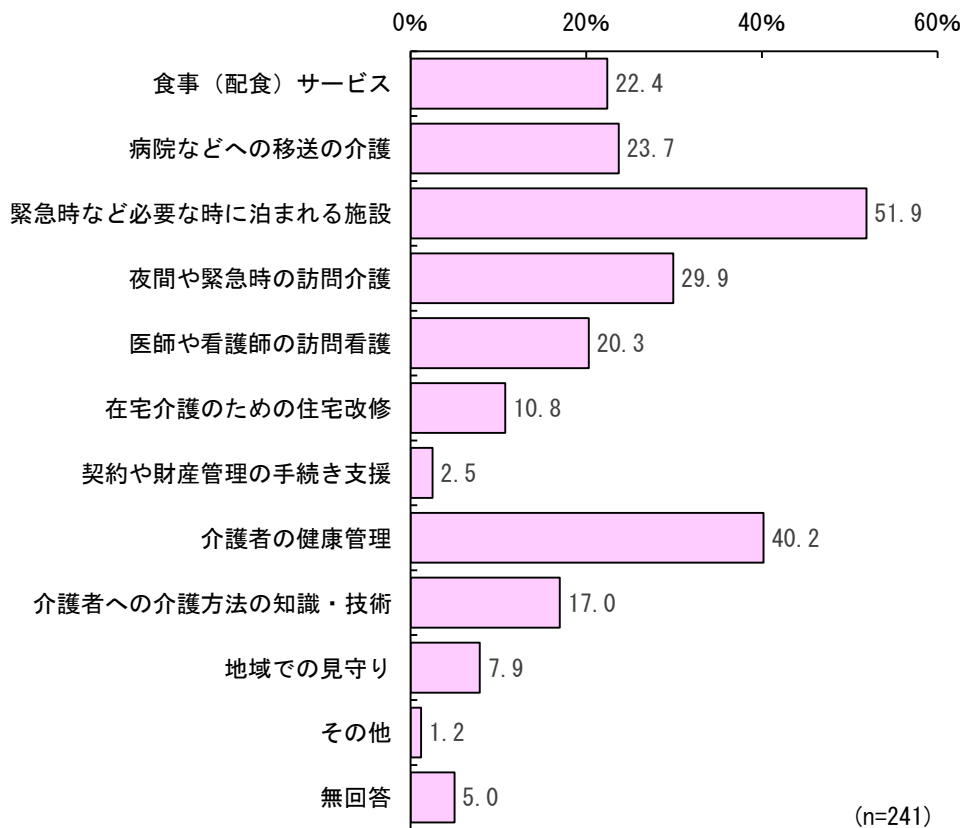
問 主な介護者が介護する上で困っていること

「心身の負担が大きい」が50.6%と最も多く、次いで「自分の時間が持てない、自分の仕事ができない」が43.6%、「経済的な負担が大きい」が20.3%などとなっています。



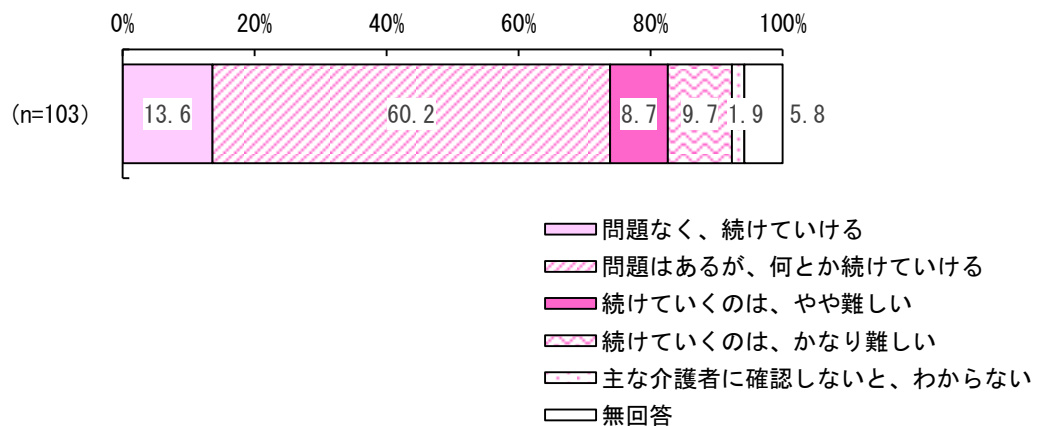
問 安心して在宅介護を行ううえで必要と思うもの

「緊急時など必要な時に泊まれる施設」が51.9%と最も多く、次いで「介護者の健康管理」が40.2%、「夜間や緊急時の訪問介護」が29.9%などとなっています。



問 主な介護者がこれからも働きながら介護を続けられそうか

「問題はあるが、何とか続けていける」が60.2%と最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が13.6%、「続けていくのは、かなり難しい」が9.7%などとなっています。



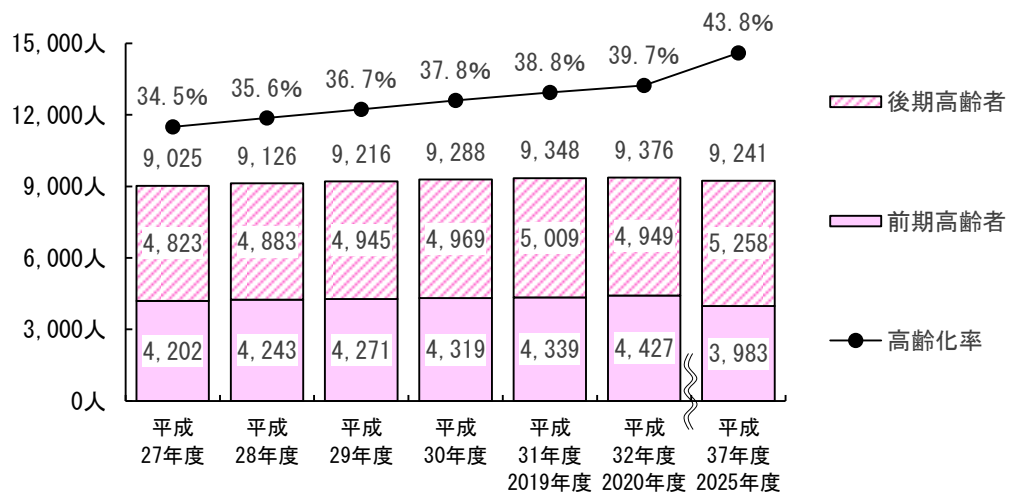
3 将来推計

(1) 高齢者人口の推計

団塊の世代の人々が後期高齢者となる平成37（2025）年度までの本市の人口を、平成26年度から平成29年度の性別・各年齢層別の人口変化に基づいて推計すると、下表のとおりになります。

単位：人	第6期【実績】			第7期【推計】			将来
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成37年度 2025年度
総人口	26,130	25,613	25,097	24,588	24,091	23,588	21,082
高齢化率（%）	34.5	35.6	36.7	37.8	38.8	39.7	43.8
高齢者人口	9,025	9,126	9,216	9,288	9,348	9,376	9,241
後期高齢者 75歳以上	4,823	4,883	4,945	4,969	5,009	4,949	5,258
前期高齢者 65～74歳	4,202	4,243	4,271	4,319	4,339	4,427	3,983
40～64歳人口	9,126	8,895	8,608	8,338	8,072	7,839	6,747
40歳未満人口	7,979	7,592	7,273	6,962	6,671	6,373	5,094

資料：住民基本台帳（平成27年度～平成28年度は10月1日現在、平成29年度は8月1日現在）
平成30年度以降は平成26年度から平成29年度の実績により推計（コーホート変化率法）



平成29年度以降の数値は、平成29年12月時点での推計となっているため、今後変更となることがあります。

(2) 要支援・要介護認定者の推計

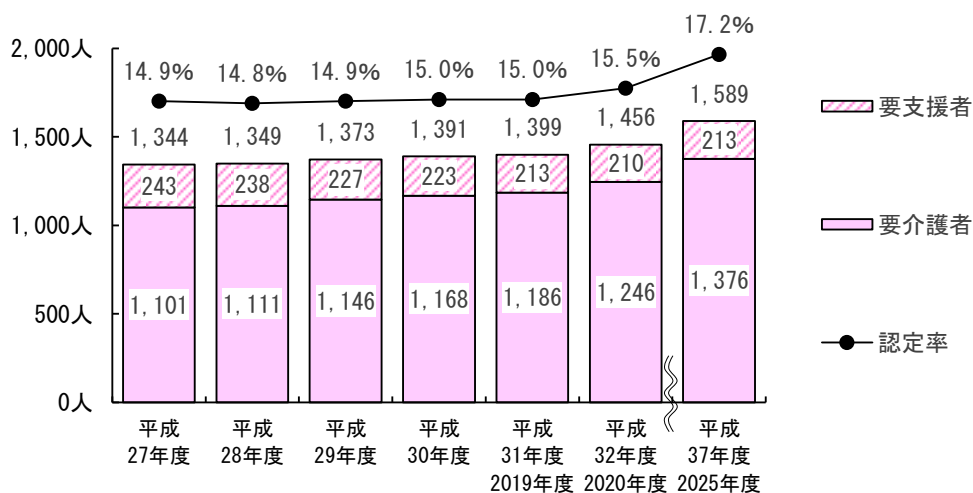
平成37（2025）年度までの要支援・要介護認定者数を推計すると、下表のとおりになります。

第7期計画期間の要支援・要介護認定者及び認定率は、年々増加し続け、最終年度の平成32（2020）年度では、要支援・要介護認定者が1,456人、認定率は15.5%に達すると見込まれ、特に、要介護者においては今後3か年で83人増加することが推測されています。

また、平成37（2025）年度においては要支援・要介護認定者は1,589人、認定率は17.2%まで増加することが見込まれています。

単位：人	第6期【実績】			第7期【推計】			将来
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成37年度 2025年度
認定者数	1,344	1,349	1,373	1,391	1,399	1,456	1,589
要支援1	88	92	93	98	100	105	110
要支援2	155	146	134	125	113	105	103
要介護1	270	259	323	315	303	306	337
要介護2	229	227	258	256	248	251	265
要介護3	244	259	215	238	266	303	339
要介護4	202	219	208	226	241	255	302
要介護5	156	147	142	133	128	131	133
高齢者人口	9,025	9,126	9,216	9,288	9,348	9,376	9,241
認定率	14.9%	14.8%	14.9%	15.0%	15.0%	15.5%	17.2%

資料：見える化システム



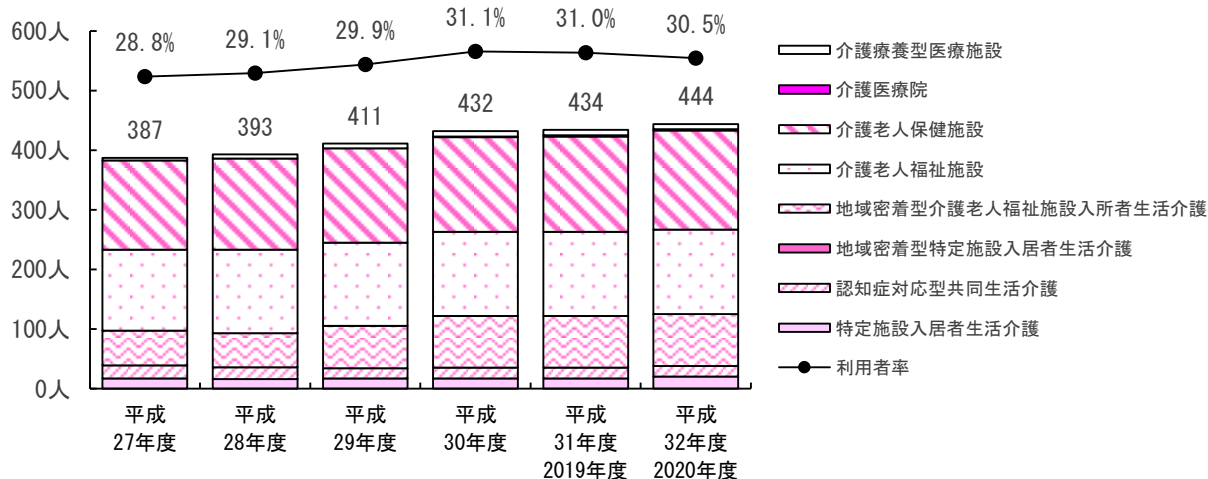
平成29年度以降の数値は、平成29年12月時点での推計となっているため、今後変更となることがあります。

(3) 施設・居住系サービス利用者の推計

高齢者・認定者の増加により、施設・居住系サービスの利用者は増加を見込んでいます。平成32(2020)年度では、施設・居住系サービスの利用者は444人、要介護・要支援認定者全体に対する割合は30.5%になると見込まれています。

単位：人		第6期【実績】			第7期【推計】		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
利用者数（月あたり）		387	393	411	432	434	444
地域密着	特定施設入居者生活介護	17	16	17	17	17	20
	認知症対応型共同生活介護	22	20	17	18	18	18
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
施設	介護老人福祉施設	136	140	140	141	141	142
	介護老人保健施設	150	153	158	159	160	166
	介護医療院				1	2	2
	介護療養型医療施設	4	7	8	9	9	9
認定者数		1,344	1,349	1,373	1,391	1,399	1,456
利用者率		28.8%	29.1%	29.9%	31.1%	31.0%	30.5%

資料：見える化システム



平成29年度以降の数値は、平成29年12月時点での推計となっているため、今後変更となることがあります。

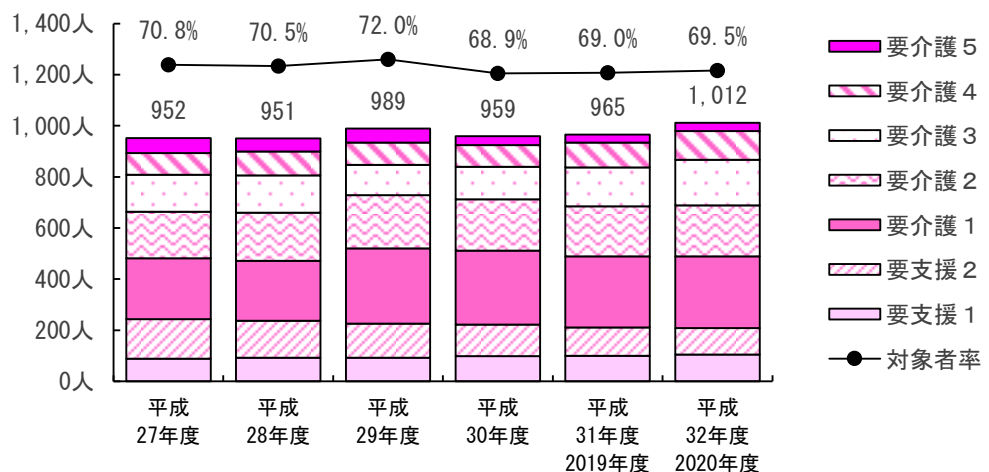
(4) 居宅系サービス対象者の推計

認定者数から施設・居住系サービスの利用者を除いた居宅系サービスの対象者の推計は、下表のとおりとなります。

平成32（2020）年度では、居宅系サービスの対象者は1,012人、要介護・要支援認定者全体に対する割合は69.5%になると見込まれています。

単位：人		第6期【実績】			第7期【推計】		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
対象者数（月あたり）		952	951	989	959	965	1,012
要支援	要支援1	88	92	92	98	100	105
	要支援2	155	145	134	124	111	103
要介護	要介護1	239	235	294	289	278	281
	要介護2	182	188	209	201	196	199
	要介護3	145	146	118	128	152	179
	要介護4	84	94	88	84	98	112
	要介護5	59	51	54	35	30	33
認定者数		1,344	1,349	1,373	1,391	1,399	1,456
対象者率		70.8%	70.5%	72.0%	68.9%	69.0%	69.5%

資料：見える化システム・介護保険事業報告



平成29年度以降の数値は、平成29年12月時点での推計となっているため、今後変更となることがあります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

みんなでささえあう すこやか長寿のまち 大月

第6期計画では、基本理念を「みんなでささえあう すこやか長寿のまち 大月」と定め、各種高齢者福祉に関する施策を展開してきました。

第7期計画においては、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現できる地域包括ケアシステムの更なる深化が求められています。そのためには、地域で高齢者を支え合う地域づくりが重要となり、この考え方はこれまでの理念に反映されているものです。

以上のような考えから、第7期計画においても、第6期計画の理念を踏襲します。

2 計画の基本目標

基本目標1 すこやかにいきいきと暮らせるまち

～健康づくり・生きがいつくりの推進～

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきとした暮らしを実現するためには、心身ともに健康であることが重要です。心身の健康には日ごろからの健康づくり活動に加え、社会参加等を通じた生きがいつくりを推進していく必要があります。

健康の保持・増進、雇用・就労対策の推進、社会参加・生きがいつくりの推進を展開することを通じて、健康づくりと生きがいつくりを推進し、高齢者がすこやかにいきいきと暮らせるまちにしていきます。

基本目標2 安心して暮らせるまち～福祉・介護サービスの充実～

要介護状態となっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、安心して自立した生活が続けられるような、また生活の質が確保されるような日常生活全般を支える支援が必要となります。

地域包括ケアシステムの推進、認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進、高齢者生活支援サービスの充実、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実、介護サービス（予防給付・介護給付）の充実を通じて、福祉・介護サービスの充実を図り、誰もが安心して暮らせるまちにしていきます。

基本目標3 地域全体でささえあうまち～ささえあう地域づくりの推進～

高齢化の進行に伴い、要介護認定者や認知症高齢者も増加しており、支援が必要な高齢者が増加しています。その一方で、生産年齢人口は減少しており、地域で支援が必要な高齢者を支える担い手が不足しています。行政だけではなく、高齢者や地域のボランティア等の様々な主体が、支援が必要な高齢者を支える地域づくりが求められています。

地域福祉活動の推進、安心・安全なまちづくりを展開することを通じて、ささえあう地域づくりを推進し、地域全体でささえあうまちにしていきます。

3 施策の体系

基本目標1 すこやかにいきいきと暮らせるまち

1 健康の保持・増進

- (1) 健康づくり事業の充実
- (2) 健康づくり活動への支援
- (3) 健康診査・各種検診の促進
- (4) 健康相談・保健指導の充実

2 雇用・就労対策の推進

- (1) シルバー人材センターへの支援
- (2) 高齢者雇用の促進

3 社会参加・生きがいの推進

- (1) 老人クラブ活動への支援
- (2) 生涯学習及び異世代交流事業の充実
- (3) スポーツ・レクリエーション活動の振興
- (4) 地域活動・社会活動への参加の促進

基本目標2 安心して暮らせるまち

1 地域包括ケアシステムの推進

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域包括ケアのネットワーク強化
- (3) 在宅医療・介護連携の推進

2 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進

- (1) 認知症に対する理解の促進
- (2) 相談体制・ネットワーク体制の充実
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

3 高齢者生活支援サービスの充実

- (1) ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実
- (2) 在宅生活支援サービスの充実
- (3) 家族介護支援サービスの充実

4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実

- (1) 一般介護予防事業
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業

5 介護サービス（予防給付・介護給付）の充実

- (1) 居宅サービスの充実
- (2) 施設サービスの充実
- (3) 地域密着型サービスの充実
- (4) 介護サービスの効果的・効率的な運用

基本目標3 地域全体でささえあうまち

1 地域福祉活動の促進

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) ボランティア活動等への支援

2 安心・安全なまちづくりの推進

- (1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- (2) 交通手段の確保
- (3) 災害時支援体制の整備
- (4) 交通安全対策と防犯体制の促進

第2編 各論

第1章 基本目標1 すこやかにいきいきと暮らせるまち

1 健康の保持・増進

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、心身ともに健康であることが重要です。心身の健康のためには、適切な食生活や運動等、日々の健康づくり活動、また、疾病の早期発見のためには、健診・検診の受診率を高めていくことが必要です。

心身の健康を支える各種教室の実施や人材育成、健康づくり活動を普段から行えるような支援を実施することを通じて、高齢者の健康の保持・増進を行います。

(1) 健康づくり事業の充実

施策の方向性

- ◆ 保健・医療・福祉など、関係各課及び関係機関等と連携を行い、高齢者が心身ともに元気に暮らせるよう、各種健康づくり事業を推進していきます。
- ◆ 広報、ホームページ等、様々な情報媒体を用いて、健康づくりや介護予防に関する知識の普及・啓発、さらには、各種健康診査等の受診を促進していきます。
- ◆ 悩みを抱えた人を支える人材育成を行うことで、心の健康を支える体制整備を行います。

①健診・がん検診受診勧奨及び健康相談

- ◆ 健診未受診者に対して広報や電話などを用いて受診勧奨を行い、高齢者の健康の保持・増進が図れるよう支援します。
- ◆ 市役所の窓口や軽トラ市における「いきいき健康コーナー」などで保健師、医師、栄養士等が、栄養や運動など健康づくり活動を実践できるように健康相談などを行います。

②8020推進事業

- ◆ 20歳以上の市民を対象とした成人歯科健診を行い、口腔疾患の予防と早期発見、生活習慣病の予防につなげます。出前講座等により、歯の健康の重要性等を普及啓発し、市民の歯の健康づくりにつなげます。

成人歯科健診

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
参加者数 (人/年)	262	209	240	250	250	250

8020表彰

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
参加者数 (人/年)	7	1	6	5	5	5

③心の健康づくり (いきる ささえる推進事業)

- ◆ 一般高齢者を対象に自殺予防・心の健康について普及啓発を行うとともに、ゲートキーパー養成講座等を実施することにより、悩みを抱えた人を地域の中で支える人材育成を行います。

研修会

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
参加者数 (人/年)	9	17	10	10	10	10

講演会

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
参加者数 (人/年)	87	33	80	80	80	80

(2) 健康づくり活動への支援

施策の方向性

- ◆ 市民、地域、行政が一体となった「大月市健康づくり推進協議会」を中心として、関係機関や事業実施団体と連携し、健康を取り巻く環境づくりを推進します。
- ◆ 市民の心と体の健康づくりの推進を目的とした保健活動推進員の活動を支援していきます。
- ◆ 各種健康教室やイベントの充実を図り、市民の健康づくり活動を支援します。

① 食生活改善料理教室

- ◆ 市内在住の成人等を対象に、生活習慣病予防のための料理講習会を実施します。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
延べ参加者数 (人/年)	122	115	58	100	100	100

※平成29年度は、若年層を対象に実施。高校生（27人）、短大生（3人）含む

② 男性の料理教室

- ◆ 市内在住の男性を対象に、食生活の正しい知識を理解してもらい、食事作りのきっかけとなるよう、また、参加者同士の交流の場として、教室を年2回実施します。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
延べ参加者数 (人/年)	20	15	19	20	20	20

③ 市内一斉ウォーキング

- ◆ 日常生活の中で、意識的に体を動かすなどの運動習慣が付き、地域ぐるみの健康づくり運動へと発展することを目的として、市内在住希望者を対象に、市内一斉ウォーキングを春秋年2回実施します。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
延べ参加者数 (人/年)	310	232	126	250	250	250

※平成29年度は、1回雨のため中止

④高齢者の見守り声かけ

- ◆ 市内在住の高齢者を対象に、保健活動推進員が、高齢者の見守りを目的として、家に訪問したり、道端などで出会ったときに挨拶や声かけを実施します。

(3) 健康診査・各種検診の促進

施策の方向性

- ◆ 疾病の予防や早期発見・早期治療のために、基本健診・各種がん検診を実施し、高齢者の健康保持を支援していきます。
- ◆ ハガキや電話、広報、ホームページ等を活用することを通じて、受診勧奨の啓発を行うとともに、医師会や健診機関等と連携し、市民が健康診査・各種検診を受けやすい体制を整備します。

①すこやか大月市民健診（人間ドック）

- ◆ 生活習慣病の発生率の高くなる35歳から65歳までの5歳おきの年齢の国民健康保険加入者を対象に「すこやか大月市民健診（人間ドック）」を実施しています。対象者には個別に健診の案内通知を郵送するとともに、広報や健康のしおりでの周知を行います。

②生活習慣病予防健診（特定健康診査・がん検診）

- ◆ 大月市立中央病院にて、40歳以上の国民健康保険加入者を対象に「特定健康診査」を実施しています。また、20歳以上の市民の方を対象に各種がん検診を実施しています。広報や健康のしおりでの周知、保険証送付時（年次更新時期）に健診案内を同封するなど健診受診を呼びかけ、健診未受診者に対してはハガキや電話による受診勧奨を実施します。

項目	主な対象者	項目	主な対象者
特定健康診査	40歳～74歳	肝炎ウイルス検診	20歳以上
後期高齢者健康診査	75歳以上	肝がん検診	20歳以上
胃がん検診	20歳以上	肺がん検診	20歳以上
結核検診	65歳以上	乳がん検診	20歳以上の女性
子宮がん検診	20歳以上の女性	前立腺がん検診	50歳以上の男性
大腸がん検診	20歳以上		

(4) 健康相談・保健指導の充実

施策の方向性

- ◆ 生活習慣病予防のため、市民が自ら積極的に健康管理を行い、健康づくり活動を実践できるよう、栄養改善・運動の普及や健康相談、保健指導の充実を図ります。

①健康相談

- ◆ 健康のこと、体のこと、育児相談、予防接種についてなど、年間を通じて保健師・栄養士が相談に応じます。

②特定保健指導

- ◆ 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをします。健康診査結果に基づき、内臓脂肪の蓄積を基本に、生活習慣病などのリスク要因の数や年齢、個人の必要性などから「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」の3つに分けられます。

積極的支援	健診判定の改善に向けて、取り組むべき目標、実践が可能な行動目標を選択し、継続的に実行できるような支援をします。
動機付け支援	自分の生活習慣の改善点や伸ばすべき行動などに気づき、自ら目標を設定し、行動に移すことができるような支援をします。
情報提供	健診結果から健康状態を把握し、健康な生活を送るための生活習慣の見直しや改善のきっかけとなる情報を提供します。

2 雇用・就労対策の推進

現状と課題

就労は経済的な基盤だけではなく、社会の一員として活躍することにもつながり、高齢者の就労は生きがいづくりにつながります。しかし、高齢者の雇用機会が多いといえる状況ではありません。そのため、高齢者の雇用機会の拡大が大きな課題となるといえます。

シルバー人材センターの会員確保や利用促進、企業などへの働きかけを通じた雇用の場の確保等を通じて、高齢者の雇用・就労対策を推進します。

(1) シルバー人材センターへの支援

施策の方向性

- ◆ 高齢者の技能や経験を生かした仕事を提供するシルバー人材センター活動の周知を図り、適切な運営が行われるよう支援していくとともに、市民のシルバー人材センターへの加入促進に努めます。
- ◆ シルバー人材センターの事業拡大のため、より多くの市内事業者や市民が認知し、活用できるよう、広報誌やホームページ等でシルバー人材センターの内容やシステム等のPRを図ります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
登録人数(人)	425	443	377	341	357	361
受託事業収入(千円)	212,781	189,469	169,343	163,616	165,469	169,737

(2) 高齢者雇用の促進

施策の方向性

- ◆ 県や関係機関とともに、定年の延長や継続雇用の促進など、市の産業振興施策と連携し、企業側の意識改革の啓発に努めます。

3 社会参加・生きがいづくりの推進

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を続けるためには、高齢者となっても、社会の一員として地域の活動に参加したり、趣味や生きがい活動を行うことが大切です。しかし、身体的機能の低下等を理由に自宅に引きこもりがちになる高齢者も存在しています。

老人クラブの活動支援や、生涯学習及び異世代交流事業の充実、スポーツ・レクリエーション活動の展開を進めるとともに、地域活動や社会活動に参加しやすい環境を整備していきます。

(1) 老人クラブ活動への支援

施策の方向性

- ◆ 老人クラブ連合会へ補助金を交付するとともに、活動に役立つ情報を提供します。
- ◆ 老人クラブ連合会と連携をとり、より適切で効果的な老人クラブ活動内容や体制を推進していきます。
- ◆ 年代によるニーズを的確に捉え、前期高齢者からも積極的な参加が得られるよう新たな取り組みについて検討し、魅力ある老人クラブ活動の推進が図られるよう支援していきます。
- ◆ 老人クラブの活動を広報等様々な媒体を用いて発信するとともに、地域における理解を深め、新規会員の確保に努めます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
加入者数(人)	3,325	3,143	3,000	2,811	2,759	2,692
クラブ数(クラブ)	77	76	75	74	73	71

【老人クラブ事業の概要】 (平成29年度)

老人大学入学式	老人大学第48期入学式
老人ゲートボール大会	県大会予選を兼ね15チームが参加
女性委員研修	山梨県友愛活動研修参加(文化ホール)
老人大学修学旅行	静岡県「静岡市・浜名湖」への旅
ねんりんピック2017	ゲートボール・輪投げ・囲碁・クイズウォーク参加
山梨県老ク総会	山梨県知事賞受賞者1名(功労賞)
ふれあいフェスティバル	社協主催の運動会に参加
大月市地域福祉推進大会	社協主催の大会に参加
大月・都留・上野原3市	3市合同ボウリング大会参加
東部地域高齢者作品展	大月、都留、上野原の高齢者の作品展示
老人大学修了式	老人大学第48期修了式(予定)
老大祭	老大18サークルの発表会

(2) 生涯学習及び異世代交流事業の充実

施策の方向性

- ◆ 地域の公民館活動等の活用や生涯学習推進大会の開催等を通じて、より身近なところで生涯学習の場の提供に努め、参加の機会拡大を図ります。
- ◆ 地域に昔から伝えられている行事や文化の伝承を行うことで世代間の交流を図り、高齢者がこれまでに培った豊かな経験と知識・技能を伝える場として、講座や教室の開催を検討するとともに、地域との連携により異世代間の交流に努めます。
- ◆ 多様化する学習活動に対応するため、豊かな知識、技術、生活の知恵を持った高齢者の協力により、指導者の育成・確保を進めます。
- ◆ 地域同士で協力して教室や講座を行うことで、教室・講座の内容を充実させていきます。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の振興

施策の方向性

- ◆ 体力づくり、仲間づくり、生きがいづくりのために、各種の運動する機会を開催し、保健師等と協力して健康づくりの面からもスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- ◆ 高齢者が参加できる（参加しやすい）スポーツ大会や催し物、スポーツ団体等の情報提供の充実を図ります。
- ◆ 多様なニーズに応えられるよう、ニュースポーツや世代間の交流ができる新たなスポーツの導入・普及に努めます。
- ◆ スポーツ推進委員や地域と協力し、各種スポーツ大会等を充実させていきます。

【生涯学習・生きがい対策関連・スポーツ・レクリエーション等】（平成29年度）

高齢者学級	災害対策・介護予防・高齢者の福祉制度・市の歴史と文化財等の講演、健康体操
大月市健やかスポーツクラブ	軽スポーツ、スポーツダンス、介護予防教室
介護予防教室	集団体操、頭脳ゲーム、ダンス等
介護予防の取り組み支援	介護予防の出前講座、介護予防サポーター養成講座
認知症サポーター養成講座	認知症を学び地域で支え合おう
交通安全教室	交通ルールやマナーについて（反射材の活用方法等）
健康教室	大月市ニコニコ体操、男性料理教室、歯の健康等
健診（検診）後の指導	結果説明会（栄養・運動）
防犯講習会	オレオレ詐欺、還付金詐欺等の予防対策

(4) 地域活動・社会活動への参加の促進

施策の方向性

- ◆ 広報等による周知活動を積極的に行うことで、地域に住む住民が地域福祉の担い手であるという意識を醸成させます。
- ◆ 高齢者の持つ豊かな経験と知識、技術を生かし、地域のボランティアとして積極的に活躍できる機会を整備します。
- ◆ 各地区社協において実施している事業や情報を市内全域の地区社協で共有できる連絡協議会等を開催します。

第2章 基本目標2 安心して暮らせるまち

1 地域包括ケアシステムの推進

現状と課題

介護や医療が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進していくことが重要です。また、高齢化の進行に伴い、介護サービスだけではなく、医療サービスも必要とする高齢者の増加が見込まれるため、在宅医療と介護の連携が必要となります。

地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化をはじめ、地域包括ケアのネットワーク強化を図るとともに、在宅医療・介護の連携を推進していくことで、地域包括ケアシステムを推進していきます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

施策の方向性

- ◆ 人員の確保や研修会などの実施を通じた職員のスキルアップに努め、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ◆ 広報やパンフレット、出前講座等を利用し、相談窓口の周知を図り、利用しやすいよう配慮するとともに、プライバシーの保護に配慮した取り組みを推進します。
- ◆ 介護保険制度、介護予防、権利擁護等、保健・福祉に関わる総合的な相談ができる体制を整備します。
- ◆ 「大月市地域包括支援センター運営協議会」を活用し、市全体の健康問題を捉え、意見交換や情報提供等を行い、協議しながら、地域包括支援センターの充実を図っていきます。
- ◆ 保健、医療、福祉サービスを効果的に実施するため、地域のあらゆる分野における関係機関・団体等との連携強化を図ります。
- ◆ 要支援者及びチェックリスト該当者に対して、心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、介護予防が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う介護予防ケアマネジメント事業を適切に実施していきます。
- ◆ 介護支援専門員の資質向上を目的とした「ケアマネジャー会議」等をはじめとする専門技術・知識の学習会を実施します。
- ◆ 居宅介護支援事業所管理者会議を開催し、意見交換を行います。

- ◆ 生活支援コーディネーターや協議体を設置することで、住民主体の地域における助け合い・支え合いを推進する生活支援体制整備事業を推進します。
- ◆ 平成28年度に作成した「大月市地域生活資源マップ」を更新し、住民、ケアマネジャー、生活支援コーディネーター等に対し、社会資源に関する情報提供を行います。
- ◆ 生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の居場所のデータベース化等、地域資源を有効に活用できる取り組みを推進します。

(2) 地域包括ケアのネットワーク強化

施策の方向性

- ◆ 地域の課題を把握し、新たなサービスの構築や広域的な支援体制の整備を図るため、各専門職などで構成する地域ケア会議を開催します。
- ◆ 大月市地域包括ケア推進会議及び医療と介護の連携推進、認知症施策の推進、地域づくり推進ワーキングを開催し、関係機関及び団体が連携協力して地域における包括的なケアが推進できるよう努めます。
- ◆ 地域包括ケアシステムについて、広報誌等による住民への周知や、地域・各種団体等に対して積極的な啓発・周知を図ります。
- ◆ 医師・ケアマネジャー等との他職種協働や、ケアマネジメントの支援、ボランティア、その他の関係施設、地域の社会資源等を活用した包括的・継続的ケア体制の構築等を行う、包括的・継続的ケアマネジメント事業を推進します。
- ◆ 地域づくりワーキング及び居場所づくり・生活支援専門部会において、地域ニーズや地域課題、地域資源の把握を行います。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

施策の方向性

- ◆ 在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制づくりを目指し、医療関係者・介護サービス事業者等とともに事業の実施に向けて検討を行います。
- ◆ 在宅医療・介護の連携に関する啓発を行うことで、市民の理解を促進します。
- ◆ 住み慣れた地域において、在宅での生活を望む高齢者を支えるため、医療機関等との連携を図っていきます。
- ◆ 医師・歯科医師・薬剤師・病院ソーシャルワーカー・ケアマネジャー等の多職種協働研修を開催し、身近な連携からネットワークづくりを推進します。
- ◆ 福祉と医療の連携に対応できる人材を育成するため、関係機関等が開催する介護支援専門員等への医療知識研修に関する情報提供を積極的に行います。
- ◆ 医療関係者・介護関係者・本人・家族の間で情報を共有できるツールの整備、普及・啓発を行います。

2 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進

現状と課題

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が予測されています。また、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯も増加しており、地域が一体となって認知症高齢者を支えることが重要となっています。更に、認知症を早期に発見し、早期に支援していくことができる環境を整備していくことも必要です。

認知症に対する理解の促進や相談体制・ネットワーク化の充実を行うことで地域で認知症高齢者を見守る体制を整備するとともに、認知症初期集中支援チームをはじめとする認知症施策を推進します。また、高齢者を守るための権利擁護・虐待防止も推進していきます。

(1) 認知症に対する理解の促進

施策の方向性

- ◆ 認知症に関するポスターの掲示やパンフレットの配布等の広報・啓発活動を推進することで、地域における認知症に対する理解を促進します。
- ◆ 認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ◆ 小学生を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、キッズサポーターを養成します。

(2) 相談体制・ネットワーク体制の充実

施策の方向性

- ◆ パンフレットや出前講座を通じて、認知症の相談窓口が地域包括支援センターであることの周知に努めるとともに、電話相談など、相談しやすい仕組みづくりを構築していきます。
- ◆ すまいるネットワーク（SOS通信・みまもりネット・オレンジ登録制度）を強化することで、地域で認知症高齢者を支える体制を整備します。
- ◆ 警察、タクシー会社、路線バス、民生委員の協力による、徘徊者早期発見のためのSOS通信を実施します。
- ◆ ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、平成25年度に民間事業所の協力により開始した、高齢者見守りのためのネットワーク（みまもりネット）の協力事業所の拡充を図ります。
- ◆ 徘徊等で行方不明になる可能性のある方を事前登録する「オレンジ登録制度」について周知を図り、事前の対応を推進するとともに地域での協力を推進していきます。

(3) 認知症施策の推進

施策の方向性

- ◆ 認知症初期集中支援チームを中心として、認知症の早期発見・早期治療を含めた総合的な支援体制を構築し、認知症の進行にあわせた適切な支援を行います。
- ◆ 認知症地域支援推進員を含む認知症初期集中支援チーム員会議を実施し、対象者やその家族に対して、初期支援を包括的かつ集中的に行います。
- ◆ 認知症ケアパス（認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を活用し、認知症の進行にあわせた適切な支援を行います。

(4) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

施策の方向性

- ◆ 判断能力に不安のある高齢者の権利や財産を守るため、権利擁護や成年後見制度の普及に努めます。
- ◆ 高齢者虐待防止マニュアルを広く市民や関係機関に周知、配布することを通じて、高齢者虐待に関する啓発を行います。
- ◆ 虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び家族・親族などの養護者に対する支援を行うため、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、病院、保健所、その他の関係機関及び民間団体等との連携を強化します。
- ◆ 緊急一時保護施設として市内の施設だけではなく市外の施設を利用できるよう、近隣の市町村及び関係機関との連携を図ります。
- ◆ 市民後見人の育成や専門職同士のネットワーク強化等を通じて、高齢者の権利擁護に関する環境を整備していきます。

3 高齢者生活支援サービスの充実

現状と課題

高齢化の進行に伴い、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増加しています。また、介護を行う介護者の高齢化や介護を理由として仕事を辞める介護離職も問題となっており、家族介護者に対する身体的、精神的、経済的負担の軽減が重要となります。

ひとり暮らし高齢者や在宅高齢者に対する支援を展開するとともに、家族介護者への支援も充実させることで、高齢者の生活を支えるサービスを充実させていきます。また、高齢者の住まいに関する支援も展開していきます。

(1) ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実

施策の方向性

- ◆ ひとり暮らし高齢者のニーズを把握することを通じて、事業の継続・拡充・見直しを行います。
- ◆ 社会福祉協議会などの関係機関と連携し、サービスの充実を図ります。
- ◆ 民生委員によるサービスの紹介やパンフレットの配布等を通じて、サービスの利用促進を図ります。

①配食サービス事業

- ◆ 65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等で、疾病や老衰により食事の調理が困難な方を対象に、栄養のバランスを考慮した食事を提供し、最大週3回の配食サービスを行うことにより、健康でいきいきとした生活を支援するとともに、安否確認を行います。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
延べ配食件数(食/年)	1,950	1,496	1,732	1,800	1,800	1,800
延べ利用者数(人/年)	23	17	18	20	20	20

②ふれあいペンダント設置事業

- ◆ 65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者または高齢者夫婦世帯等でいずれかが虚弱な方で緊急性を要する方を対象に、家庭の電話と山梨県安心安全見守りセンターを緊急通報システムで直結し、緊急時の連絡や相談などを速やかに行い、安心して生活が送れるよう在宅生活を支援します。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
実利用者数(人/年)	69	70	69	70	70	70

(2) 在宅生活支援サービスの充実

施策の方向性

- ◆ 高齢者のニーズを把握することを通じて、事業の継続・拡充・見直しを行います。

① 高齢者訪問理美容助成事業

- ◆ 寝たきり・心身の障害等の理由により、理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者を対象に、居宅において理美容を行った場合、年3回を限度として、費用の一部（1回につき3,000円まで）を助成します。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
延べ助成件数 (件/年)	22	20	12	20	20	20
延べ利用者数 (人/年)	12	12	11	12	12	12

② 要援護高齢者外出支援サービス事業

- ◆ 電車・バス等の交通機関を利用することが困難な在宅の要援護高齢者等を対象に、通院等で外出するために利用するタクシーの利用料金の一部（初乗り料金分）を、1か月あたり2回分を限度として助成します。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
延べ利用回数 (回/年)	307	222	163	200	200	200
延べ利用者数 (人/年)	26	20	15	20	20	20

③ 福祉自動車貸出事業

- ◆ 介護を必要とする高齢者・障害者等を対象に、車いすごと乗車が可能な福祉自動車の貸し出しを行い、通院や買物など日常生活の利便性を図ります。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
延べ利用回数 (回/年)	272	216	228	230	250	270
延べ利用者数 (人/年)	272	216	228	230	250	270

(3) 家族介護支援サービスの充実

施策の方向性

- ◆ 高齢者が在宅での生活を続けることができるよう、介護者のニーズを把握しながら、支援事業を展開していきます。

①介護用品支給事業

- ◆ 家族の身体的、経済的負担の軽減を図るために、在宅で寝たきりの高齢者や認知症高齢者の介護を行っている家族介護者を対象に、毎月1回、各地区の民生委員が利用者宅に届ける方法で、介護に必要なオムツなどを支給します。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
支給件数 (件/年)	390	400	388	400	400	400
実利用者数 (人/年)	43	44	43	40	40	40

②家族介護支援事業

- ◆ 在宅で寝たきりの高齢者や認知症高齢者の介護を行っている家族介護者を対象に、要介護者の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や、サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした介護教室や交流会を実施します。

4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実

現状と課題

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者が増加し、介護ニーズに対応するためのサービスの質と量の確保が大きな問題となっており、いかに元気な高齢者を増やしていくかが重要となります。元気な高齢者を増やすためには、要支援・要介護状態にならないための総合事業を展開していくことが必要です。

要支援・要介護状態となる可能性のある高齢者の把握を行うとともに、高齢者が気軽に取り組める介護予防事業を充実させ、重度化防止に関する施策を展開していきます。

(1) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

- ◆ 窓口相談等を通じて、基本チェックリストを実施することで、支援が必要な高齢者、潜在的な予防事業対象者を把握します。

②介護予防普及啓発事業

- ◆ 認知症予防教室健康教室や、大月チャレンジ倶楽部、閉じこもり予防健康教室等の運動教室や介護予防に関する講座を実施することで、介護予防に関する普及・啓発活動を行います。

③地域介護予防活動支援事業

- ◆ 地域における介護予防活動を促進するために、ふれあい・いきいきサロンや介護予防に関するボランティア活動、地域活動に対して、支援を行います。

④一般介護予防事業評価事業

- ◆ 事業の達成状況の検証を通じて評価を行い、その結果に応じて事業の実施方法の改善を図ります。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

- ◆ 介護予防の取り組みを強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施します。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

1. 訪問型サービス

①介護予防訪問介護相当

- ◆ 要支援認定者、基本チェックリスト該当者で認知機能の低下や退院直後で状態が変化しやすく専門的なサービスが必要な対象者に、従来の指定訪問介護事業所の訪問介護員が生活機能向上のための身体介護・生活援助を提供します。

2. 通所型サービス

①介護予防通所介護相当

- ◆ 要支援認定者、基本チェックリスト該当者で住民ボランティアによる通いの場等の利用がむずかしい者や集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる対象者が、従来の指定通所介護事業所に通所し機能訓練等を行います。

②短期集中型

■パワーアップ教室（運動器の機能向上 短期集中型）

- ◆ 要支援認定者、基本チェックリスト該当者で、身体の機能が低下している可能性のある方を対象に、理学療法上を中心に、一人ひとりの心身の状況に応じた運動を実施し、転倒骨折の予防や、加齢に伴う運動器の機能低下の予防、機能向上を図ります。

■おいしく食べる教室（栄養改善・口腔機能向上 短期集中型）

- ◆ 要支援認定者、基本チェックリスト該当者で、低栄養状態にあると思われる方、または口腔機能が低下していると思われる方を対象に、管理栄養士などによる栄養相談や栄養指導、歯科衛生士などによる口腔の話や個別の指導等を行い、栄養状態の改善や口腔機能の向上を図ります。

3. 介護予防ケアマネジメント

- ◆ 地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるよう支援します。

5 介護サービス（予防給付・介護給付）の充実

現状と課題

急速な高齢化の進行により、要支援・要介護認定者、介護サービス給付費ともに増加傾向にあり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、さらに増加することが予想されています。そして、近年では、急激に増加するニーズに対応するため、介護サービスの質と量の確保が大きな課題となっています。また、アンケート結果によると、在宅で生活したい人が一般高齢者、要支援・要介護認定者ともに6割を超えて多くなっていることから、介護者の負担軽減の面からも、居宅サービスの充実が必要となっています。加えて、在宅での介護が難しい重度の要介護認定者の生活の場となる施設サービスも、ニーズを適正に把握した上で整備を検討する必要があります。今後も、引き続き、介護給付、予防給付ともに、必要な人が必要な時に介護サービスを利用できるよう、ニーズの把握やサービス利用についての情報提供に努めていきます。

	県が指定・監督を行うサービス	市が指定・監督を行うサービス
介護給付サービス	<p>【居宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション <ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護 短期入所療養介護（老健） 短期入所療養介護（病院等） 福祉用具貸与 特定福祉用具購入費 住宅改修費 特定施設入居者生活介護 <p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 <p>【居宅介護支援】</p>	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護
予防給付サービス	<p>【介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 <ul style="list-style-type: none"> 介護予防短期入所療養介護（老健） 介護予防短期入所療養介護（病院等） 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具購入費 介護予防住宅改修 介護予防特定施設入居者生活介護 	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 <p>【介護予防支援】</p>

【第6期計画における実績値と第7期計画における計画値】

第6期計画の実績値は、見える化システム（介護保険事業状況報告）の利用実績（平成29年度については見込値）を記載しています。また、第7期計画の計画値については、平成27年度、平成28年度、平成29年度（9月分まで）の各年度の給付実績に基づいて推計された数値をベースに見込んでいます。

施策の方向性

①居宅サービスの充実

- ◆ 供給量を十分に確保し、質の高いサービスを選択できるよう事業者へ働きかけます。
- ◆ 介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス提供事業所と連絡を密にし、利用者のニーズに応じたサービス基盤の確保に努めます。
- ◆ ケアマネジャーの仕事がスムーズに行えるよう、地域の実態を把握し、関連サービス等のネットワーク化に努めます。
- ◆ 福祉用具の機能についての理解や適切な利用を促進するため、ケアマネジャー等への指導に努めます。
- ◆ 利用者や家族、ケアマネジャー、住宅改修業者がともに連携し、利用者にとって効率的で、適切な住宅改修となるよう、連絡体制を整え、支援していきます。

②施設サービスの充実

- ◆ 適正な整備量と配置に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整していきます。
- ◆ 施設の安全面や衛生面の向上に関して関係機関と連携し、事業者への指導に努めるとともに、施設職員等の資質や技術の向上を図るための研修会等の参加を支援します。

③地域密着型サービスの充実

- ◆ 地域の実情や本計画の見込量を勘案しつつ、事業者の指定等、指定基準や介護報酬の設定を行います。
- ◆ 事業者やケアマネジャーとの協議を通じて、サービスの質の向上を促進するほか、事業実績を把握しながら不足しているサービスなどの情報収集に努めます。

平成29年度以降の数値は、平成29年12月時点での推計となっているため、今後変更となる可能性があります。

事業内容

(1) 居宅サービスの充実

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

- ◆ 訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
訪問介護	回/年	50,268	45,216	39,516	43,464	47,556	52,380
	人/年	1,968	1,980	1,824	2,016	2,208	2,436

②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

- ◆ 入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
訪問入浴介護	回/年	1,524	1,524	1,068	1,224	1,500	1,824
	人/年	288	300	204	228	276	336
介護予防 訪問入浴介護	回/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
合計	回/年	1,524	1,524	1,068	1,224	1,500	1,824
	人/年	288	300	204	228	276	336

③訪問看護、介護予防訪問看護

- ◆ 通院困難な高齢者の家庭に、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が訪問し、主治医と連絡・調整を行いながら療養上の看護を行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
訪問看護	回/年	4,788	5,148	3,624	5,592	6,192	6,804
	人/年	624	624	516	756	840	924
介護予防 訪問看護	回/年	336	300	636	384	384	384
	人/年	48	48	96	60	60	60
合計	回/年	5,124	5,448	4,260	5,976	6,576	7,188
	人/年	672	672	612	816	900	984

④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

- ◆ 理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
訪問リハビリテーション	回/年	1,524	1,608	2,196	1,908	1,956	2,856
	人/年	132	144	180	192	204	240
介護予防 訪問リハビリテーション	回/年	120	0	0	0	0	0
	人/年	12	0	0	0	0	0
合計	回/年	1,644	1,608	2,196	1,908	1,956	2,856
	人/年	144	144	180	192	204	240

⑤居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

- ◆ 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
居宅療養 管理指導	人/年	792	936	960	1,104	1,356	1,764
介護予防居宅 療養管理指導	人/年	24	36	24	36	36	36
合計	人/年	816	972	984	1,140	1,392	1,800

⑥通所介護（デイサービス）

- ◆ 介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
通所介護	回/年	51,312	52,068	52,704	52,728	53,928	56,952
	人/年	5,016	5,052	5,076	5,112	5,256	5,628

⑦通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

- ◆ 介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設、病院等医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
通所リハビリテーション	回/年	7,596	7,128	6,540	6,048	6,624	7,248
	人/年	1,020	960	876	792	840	900
介護予防 通所リハビリテーション	人/年	300	312	444	456	456	456
合計	回/年	7,596	7,128	6,540	6,048	6,624	7,248
	人/年	1,320	1,272	1,320	1,248	1,296	1,356

⑧短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（特養等ショートステイ）

- ◆ 特別養護老人ホーム等の短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
短期入所 生活介護	日/年	16,560	14,940	13,140	13,524	11,688	12,552
	人/年	1,608	1,608	1,524	1,548	1,668	1,884
介護予防短期 入所生活介護	日/年	168	96	96	84	144	240
	人/年	36	24	36	24	36	48
合計	日/年	16,728	15,036	13,236	13,608	11,832	12,792
	人/年	1,644	1,632	1,560	1,572	1,704	1,932

⑨短期入所療養介護（老健）、介護予防短期入所療養介護（老健）

- ◆ 介護老人保健施設（老健）に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
短期入所 療養介護	日/年	360	444	456	360	624	1,100
	人/年	48	60	36	24	36	60
介護予防短期 入所療養介護	日/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
合計	日/年	360	444	456	360	624	1,100
	人/年	48	60	36	24	36	60

⑩短期入所療養介護（病院等）、介護予防短期入所療養介護（病院等）

- ◆ 介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
短期入所 療養介護	日/年	0	96	0	240	240	240
	人/年	0	0	0	12	12	12
介護予防短期 入所療養介護	日/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
合計	日/年	0	96	0	240	240	240
	人/年	0	0	0	12	12	12

⑪福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

- ◆ 日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
福祉用具貸与	人/年	4,524	4,836	4,788	5,100	5,484	6,084
介護予防 福祉用具貸与	人/年	792	888	1,032	1,116	1,140	1,212
合計	人/年	5,316	5,724	5,820	6,216	6,624	7,296

⑫特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費

- ◆ 貸与になじまない特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を利用者が購入した際に、自己負担分を除く額が償還払いによって支給されるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
特定福祉用具 購入費	人/年	96	60	120	108	108	108
特定介護予防 福祉用具購入費	人/年	36	24	12	36	36	36
合計	人/年	132	84	132	144	144	144

⑬住宅改修、介護予防住宅改修

- ◆ 日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、原則20万円を上限として、自己負担分を除く額を償還払いまたは受領人払いによって支給されるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
住宅改修	人/年	48	48	24	36	48	48
介護予防 住宅改修	人/年	36	12	36	36	36	36
合計	人/年	84	60	60	72	84	84

⑭特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

- ◆ 有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、介護サービス計画（ケアプラン）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
特定施設入居者 生活介護	人/月	17	15	17	16	15	18
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/月	0	1	0	1	2	2
合計	人/月	17	16	17	17	17	20

⑮居宅介護支援、介護予防支援

- ◆ 居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。
- ◆ 介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
居宅介護支援	人/年	7,392	7,764	7,776	8,076	8,340	8,796
介護予防支援	人/年	2,112	2,148	1,476	1,512	1,488	1,500
合計	人/年	9,504	9,912	9,252	9,588	9,828	10,296

(2) 施設サービスの充実

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ◆ 寝たきりや認知症により常時介護が必要な中重度者で、自宅での介護が困難な方が入所し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
介護老人福祉施設	人/月	137	141	140	141	141	142

②介護老人保健施設（老人保健施設）

- ◆ 要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点を置いたケアが必要な方が、医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
介護老人保健施設	人/月	153	155	158	159	160	166

③介護医療院

- ◆ 日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を一体的に提供するものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
介護医療院	人/月				1	2	2

④介護療養型医療施設

- ◆ 急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方が入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理の下、介護や機能訓練等の必要な医療・介護を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
介護療養型医療施設	人/月	5	9	8	9	9	9

(3) 地域密着型サービスの充実

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、地域密着型サービスが第3期計画からスタートしました。第6期計画からは「地域密着型通所介護」が加わり、9つの地域密着型サービスが提供可能となっています。

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護	要支援	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	-	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
②夜間対応型訪問介護	○	-	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
③認知症対応型通所介護、 介護予防認知症対応型通所介護	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）
④小規模多機能型居宅介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が通い（デイサービスや訪問介護）、9人以下が泊まり（ショートステイ）のサービスを実施
⑤認知症対応型共同生活介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護	○	○	グループホーム
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	○	-	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	-	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
⑧看護小規模多機能型居宅介護	○	-	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う
⑨地域密着型通所介護	○	-	定員が18人以下の介護施設等に通り、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を受ける

相違点	地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	居宅サービス・施設サービス
①利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
②事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施	県が指定、指導、監督等を実施
③定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
④計画値の設定（計画書への掲載単位）	日常生活圏域ごとに計画値を掲載	市町村単位で一括して目標値を掲載
⑤設定のあり方	公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「介護保険運営協議会」における審議を要する	

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ◆ 要介護者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上のお世話を行うものです。また、医師の指示により、看護師等が家庭において療養上の世話または診療の補助を行うものです。平成32（2020）年度よりサービス開始を予定しています。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	0	0	0	0	0	96

②夜間対応型訪問介護

- ◆ 在宅においても夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護者（要介護3以上）の在宅でのケアを行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
夜間対応型訪問介護	人/年	0	0	0	0	0	0

③認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

- ◆ 脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
認知症対応型通所介護	回/年	372	36	0	0	0	0
	人/年	48	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
合計	回/年	372	36	0	0	0	0
	人/年	48	0	0	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

- ◆ 在宅における生活の継続支援を目的に、要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
小規模多機能型 居宅介護	人/年	24	36	36	156	180	204
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人/年	12	0	0	24	24	24
合計	人/年	36	36	36	180	204	228

⑤認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

- ◆ 認知症の状態にある要介護者が5名～9名で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
認知症対応型 共同生活介護	人/月	22	20	17	18	18	18
介護予防認知症対 応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	22	20	17	18	18	18

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

- ◆ 入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員29名以下の有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
地域密着型特定施 設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ◆ 定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、ケアを行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	人/月	58	58	71	87	87	87

⑧看護小規模多機能型居宅介護

- ◆ 要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行うものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
看護小規模 多機能型居宅介護	人/年	0	0	0	0	0	0

⑨地域密着型通所介護

- ◆ 利用定員18人以下の介護施設等に通り、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
地域密着型 通所介護	回/年		3,936	4,392	4,524	5,340	6,396
	人/年		360	324	372	408	456

(4) 介護サービスの効果的・効率的な運用

施策の方向性

- ◆ 介護給付の適正化を行うため、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」を実施します。
- ◆ 介護サービスに携わる専門職の人材の育成・確保に努めます。
- ◆ サービス提供事業者やボランティアに対する研修会等を実施し、サービスの質の向上に努めます。
- ◆ 教育機関と連携し、福祉教育を行うことで、福祉に対する関心を高めます。

①要介護認定の適正化

- ◆ 要介護認定の新規、更新、変更に係る認定調査内容について、判断基準に照らして点検を行います。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
認定調査の結果についての保険者による点検	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②ケアプランの点検

- ◆ 介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の内容について、点検及び助言・指導を行います。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
ケアプランの点検	年9件	年9件	年9件	年9件	年9件	年9件

③住宅改修等の点検

- ◆ 住宅改修費申請時に、改修理由の確認や利用者の居宅訪問、工事見積書の点検を行い、利用者の状態にあった改修が行われているかの確認を行います。また、購入した福祉用具が利用者の状態にあっているか、利用方法や利用状況の点検を行います。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
住宅改修の点検	100%	100%	100%	100%	100%	100%

④医療情報との突合・縦覧点検

- ◆ 国保連合会介護給付適正化システムから提供される「医療情報との突合」「縦覧点検」情報の確認等について点検を行います。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
医療情報との突合・ 縦覧点検	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回

⑤介護給付費通知

- ◆ 利用者本人（又は家族）に対して、利用したサービスの内容、費用額及び給付額等を記載した通知を定期的を送付します。

	実績値			計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
介護給付費通知	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回

第3章 基本目標3 地域全体でささえあうまち

1 地域福祉活動の促進

現状と課題

少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、地域における社会的なつながりが希薄化しています。また、高齢者への虐待や自殺といった社会的な問題が生じてきており、福祉に対するニーズは多様化・複雑化し、行政の画一的なサービスでは対応しきれない状況にあります。このような中で、地域福祉の考え方やボランティアは重要な役割を果たすといえます。

自助・互助・共助・公助といった地域福祉に関する意識の高揚を図るとともに、ボランティア活動等を支援することで、地域福祉活動を促進していきます。

(1) 地域福祉意識の高揚

施策の方向性

- ◆ ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者、障害のある高齢者等をはじめ、すべての高齢者が安心して生活することができるよう、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の必要性について啓発していきます。
- ◆ 住民一人ひとりの福祉意識の向上に向けて、SNS等の様々な情報媒体を活用し、啓発をしていきます。

(2) ボランティア活動等への支援

施策の方向性

- ◆ 地域で高齢者をはじめ支援を必要とする住民を支えるという意識のもと、より多くの市民がボランティアに参加できる環境づくりに努めます。
- ◆ 手話奉仕員養成講座や介護予防サポーター養成講座等のボランティア養成講座を開催し、ボランティアの普及に努めます。

2 安心・安全なまちづくりの推進

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けていくためには、安心・安全な生活環境の整備が必要不可欠です。高齢者は身体・認知機能の低下などにより、犯罪や事故に巻き込まれやすいだけでなく、災害時の避難も困難となります。

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進や交通手段の確保、交通安全対策により、安心して外出できる環境を整備するとともに、災害時支援体制や防犯体制を整備することで、安心・安全なまちづくりを推進していきます。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策の方向性

- ◆ 公共施設のバリアフリー化を継続して進めるとともに、高齢者の利用が多い民間施設に協力を働きかけ、生活環境の安全性と利便性の確保に努めます。
- ◆ ユニバーサルデザインの考え方に関する普及啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 交通手段の確保

施策の方向性

- ◆ シルバーお出かけパスの周知に努め、サービスの利用促進を図ります。
- ◆ 高齢者等の利用が多い公共交通については、交通利便性に欠ける地域を中心に、高齢者の交通手段の確保に努めます。

(3) 災害時支援体制の整備

施策の方向性

- ◆ 大月市災害時要援護者登録制度の周知を行い、登録者数を増加させます。
- ◆ 災害に備えて、避難行動要支援者名簿の整備・更新を行います。
- ◆ 大月市地域防災リーダー養成講習会を開催し、「自助」「共助」の観点から地域防災力の向上を目指します。
- ◆ 自主防災会代表及び地区代表合同防災会議を開催し、特に「共助」の要となる自主防災活動の活性化につなげる取り組みを進めます。
- ◆ 出前講座に際して、各地域の自主防災活動の充実等について啓発をすることで、「自助」による自主的な防災・減災への取り組みと、「共助」による相互扶助的な防災・減災への取り組みの推進に努めます。
- ◆ 火災時において高齢者の生命を守るため、住宅用火災警報器等の設置・点検・交換について継続的に広報していきます。

(4) 交通安全対策と防犯体制の促進

施策の方向性

- ◆ 高齢者の交通安全対策として、警察署等との連携のもと、交通安全教育の普及啓発を行います。
- ◆ 警察署・交番・地域安全推進員・校区安全会議、その他の地域ボランティア等との連携を強化し、犯罪の被害防止に向けて地域防犯活動に積極的に取り組みます。
- ◆ 高齢者の免許返納に対する啓発を行います。
- ◆ 高齢者が悪質な訪問販売や電話詐欺被害等に遭わないように、消費者教育や相談窓口の充実にも努めるとともに、クーリングオフ制度や消費生活センターの利用について、広報等による啓発を行います。

第4章 計画の推進に向けて

1 介護保険料の算定

第7期の保険料基準額については、国の動向などを踏まえながら、保険料収
納必要額を計算し、基準額を算定していきます。

第7期の保険料基準額（月額）については、今後推計に必要なデータが更新
予定となっていること等から、まだ確定はしていませんが、現状では5,300円～
5,600円程度と見込んでいます。

2 計画の推進体制

(1) 情報提供・相談体制の充実

- ◆ 介護保険や高齢者福祉サービスの利用の仕方、健康や介護の方法に関することなど、高齢者及びその家族が理解・利用しやすい情報を提供するとともに、高齢者やその家族が抱える疑問などに適切に対応できる相談体制を進めます。

(2) 介護保険制度の円滑な推進

- ◆ 介護サービスが必要な方への適切なサービスの供給やサービスの質の向上、介護報酬の不正請求のチェックなど、介護保険事業の適正な運営に努めていきます。
- ◆ 介護サービス提供事業者に対しては、介護保険に関する国の動向等の情報提供や人材育成のための支援等を積極的に行い、事業者との連携を強化していきます。

(3) 計画の総合的な推進体制の充実

① 庁内関係各課との連携

- ◆ 本計画の推進にあたっては、福祉課・教育委員会などの庁内関係各課との連携・調整を適時行い、施策や取り組みの効率的かつ効果的な推進を図ります。

② 地域との連携

- ◆ 地域活動の中心的存在である自治会組織をはじめ、民生委員・児童委員、保健活動推進委員、ボランティア団体、老人クラブ、さらには地域福祉活動の主な担い手である大月市社会福祉協議会や各種サービス提供事業者等との連携を密接に行い、行政と地域住民との協働で高齢者福祉を推進していきます。

③ 県及び近隣市町村との連携

- ◆ 情報提供はもとより、緊密な連絡体制を築き、地域一体で福祉事業及び介護保険事業の推進に努めます。

(4) 計画の評価・検証

- ◆ 本計画は、大月市地域包括支援センター運営協議会、大月市介護保険地域密着型サービス運営委員会等において、評価・検証を行い、事業展開に反映させていきます。また、施策の進捗状況や地域の介護保険事業の特徴等を把握・検証し、改善する仕組み（P D C Aサイクル）を確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。

第3編 資料編

1 大月市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、大月市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定に関し必要な事項について調査及び審議するため、大月市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置するため必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、学識経験者、関係団体等の各分野から市長が委嘱する委員をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、計画の策定に必要な事項について調査、審議し、計画を立案する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第3条に定める計画を立案し、市長に報告するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを決める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健介護課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、計画の策定完了をもって廃止する。

2 大月市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	役職	氏名	選出母体名
1	委員長	いけがわ はじめ 池川 元	大月市民生委員・児童委員協議会代表
2	副委員長	かわた きわこ 川田 紀和子	大月市保健活動推進員会代表
3		すずき まさのり 鈴木 昌則	北都留医師会代表
4		いわさき ひろし 岩崎 博	大月市歯科医師会代表
5		はたげやま さとし 畠山 哲	大月市老人クラブ連合会代表
6		ささき こうぞう 佐々木 幸三	大月市ボランティア連絡協議会代表
7		やまぐち えいこ 山口 英子	第1号被保険者
8		やまぐち なおこ 山口 直子	第2号被保険者